

令和3年度 宇宙航空科学技術推進委託費 公募要領

公募受付締切日

令和3年4月26日（月）17：00必着（e-Radのみでの提出）

【ご注意】府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への事前登録について

本事業への応募には、あらかじめ「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」へ所属研究機関の登録を行っていただくとともに、e-Rad への応募情報の入力及び提案書の提出が必要です。

所属研究機関の e-Rad への登録手続きには、2週間以上かかる場合がありますので、十分余裕をもって実施してください。複数機関で研究チームを構成する場合は、主管実施機関及び共同参画機関ともに e-Rad への登録手続きが必要です。

詳細は e-Rad ポータルサイトを参照して下さい。また不明な箇所は、e-Rad ヘルプデスクにお問い合わせください。

◆e-Rad ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

◆e-Rad 利用可能時間帯：（月～日）0:00～24:00（ただし左記時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。）

重要 e-Rad を利用しないと、本事業への応募が出来ませんので、ご注意ください。

<e-Rad に関するお問い合わせ> （受付時間帯：9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。）

e-Rad ヘルプデスク Tel: 0570-066-877（ナビダイヤル）

<制度に関するお問い合わせ> （受付時間帯：平日10:00～12:00及び13:00～18:00）

文部科学省 研究開発局 宇宙開発利用課

Eメール：uchu@mext.go.jp

文部科学省
令和3年2月

目次

I. 公募課題について.....	1
1. 宇宙航空科学技術推進委託費の目的.....	1
2. 事業内容.....	1
II. 応募について.....	7
1. 応募対象者及び応募対象者が所属する機関に必要な要件等.....	7
2. 応募の方法.....	8
3. 応募に必要な書類.....	8
4. 書類提出期限.....	9
5. スケジュール.....	9
6. 応募にあたっての留意点.....	10
III. 審査等について.....	12
1. 事業の枠組.....	12
2. 課題の審査等について.....	12
3. 公表等について.....	12
4. 中間報告について.....	13
5. 事後評価について.....	13
6. 追跡調査について.....	14
IV. 契約、進捗管理及び事業の実施について.....	15
1. 委託契約の締結について.....	15
2. 年度末までの研究期間の確保について.....	16
3. 委託業務の実施について.....	17
V. 事業の実施にあたっての留意点について.....	18
1. 研究費の適正な執行について.....	18
2. 社会との対話・協働の推進について.....	22
3. 研究設備・機器の共用促進に係る事項について.....	22
4. 博士課程(後期)学生の処遇の改善について.....	23
5. 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について.....	25
6. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処).....	25
7. 論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について.....	26
VI. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を用いた応募書類の作成、提出等について.....	28
1. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について.....	28
2. e-Rad を利用した応募方法.....	28
3. その他.....	29
VII. その他.....	30

I. 公募課題について

1. 宇宙航空科学技術推進委託費の目的

政府の宇宙開発利用の指針として平成21年6月に決定された宇宙基本計画において、「専門家にとどまらず潜在的な一般の利用者も含めた利用拡大を図る。」とされたこと等から、平成21年度に、宇宙利用の裾野拡大を目的として、本事業が創設されました。

これまで本事業では、宇宙航空利用を新たな分野で進めるにあたって端緒となる技術的課題にチャレンジする研究開発、宇宙航空開発利用の発展を支える人材育成等を実施してきました。令和2年6月に閣議決定された宇宙基本計画においては、これらの取組が引き続き必要であるとされたことに加え、人文・社会科学系の高度な知識を有する人材の発掘と育成を進めることとされました。これを踏まえ、本年度から、『人文社会×宇宙』分野越境人材創造プログラムを新設し、5つのプログラムにおいて、宇宙航空開発利用の新たな可能性を開拓するための取組を行い、さらに裾野を拡大することを目的とします。

※ 平成22年度から本事業は競争的資金制度として運用を行っています。

2. 事業内容

以下、(1)に示すプログラムに沿った課題を、産学官の競争的環境のもとで公募・選定することとします。

なお、本公募は、令和3年度予算の成立を前提とするものであり、予算の成立状況によっては事業内容や事業予算を変更する場合があります。

(1) 公募対象プログラム

① 宇宙航空人材育成プログラム

ア 目的

宇宙航空分野における人的基盤の強化等の観点から、大学院生、大学生、高等専門学校生等の科学技術に関心のある学生(理工系等)を対象として、衛星、ロケット、航空等の関連技術や宇宙航空を巡る国際関係、関連施策等における実践的な取組(例:産業界等との連携、体験型学習)を通じて、宇宙航空に関する広範囲かつ高い専門性を有する次世代人材の育成を目指す。

イ 対象者

大学院生、大学生、高等専門学校生等の科学技術に関心のある学生(理工系等)を対象に、宇宙航空における高い専門性を有する人材の実践的な育成に取り組む者

(宇宙航空利用の裾野拡大のため、本事業において採択実績のある者が応募する場合には、本事業において採択実績の無い者との連携体制を構築すること。詳細はⅡ. 1(2)を参照すること。)

ウ 対象となる取組例

- a. 既存の分野の枠にとらわれない総合的な観点から新たな宇宙開発利用・航空利用を理工系の専門領域の知見を活用して構想・マネジメントする能力の養成プログラムの構築・実施
- b. 模擬衛星・模擬ロケット、衛星データ(例:リモートセンシング情報や位置情報)利活用ツール、無

人機を含む航空機等の製作や宇宙環境・技術を材料・生命工学分野等の異分野に活用するための実践的な教育プログラムの開発、体験型ワークショップの開催(宇宙分野でのビジネスを検討しているまたは着手した民間企業の社員等も対象とした教育プログラムの実施を含む。)

- c. 産業界等の様々な機関等との連携による航空関連技術などのプロジェクト体験を通じた専門的かつ実践的な教育プログラムの構築・実施 等

② 宇宙利用技術創出プログラム

ア 目的

衛星から得られたデータ等の宇宙科学技術を活用し、異分野シーズとの融合による新たな宇宙利用技術に関する研究開発を行うことにより、SDGs、気候変動、環境、交通・物流、生活環境、地方創生、安心安全(感染症対策を含む)、スポーツ、地理空間、DX等の様々な分野における実用化や海外展開につながる、新たな価値を提供する技術の創出を目指す。

イ 対象者

新たな宇宙利用技術を開発する者

(宇宙利用の裾野拡大のため、本事業において採択実績のある者が応募する場合には、本事業において採択実績の無い者との連携体制を構築すること。詳細はⅡ. 1(2)を参照すること。)

ウ 対象となる取組例

- a. 準天頂衛星等の衛星のデータ(例:リモートセンシング情報や位置情報)と異分野シーズ(航空科学技術(例:無人機等)、情報通信技術(例:AI、IoT、ビッグデータ)、ロボット技術等)との融合による新規利用方法の開拓に資する研究開発 等

③ 宇宙連携拠点形成プログラム

ア 目的

我が国の宇宙科学技術に関するポテンシャルを効果的に結集させ、持続的な研究開発体制、実用化促進、人材育成システムを有する環境を整備するために、産学連携による宇宙連携拠点を構築する。拠点において、大学等が持つシーズを基とした産学連携による出口を見据えた研究開発の実施や、社会的・産業的な視点を持った人材育成などに取り組むことにより、宇宙利用産業の発展や新産業の創出、社会的課題の解決に資する持続的な環境を構築することを目指す。

イ 対象者

大学等において、産学連携による持続的な研究開発体制、実用化促進、人材育成システム等を有する環境の整備を図り、宇宙連携拠点を構築しようとする者。

(大学等に拠点を構築し、民間企業等との連携体制(民間企業を必ず含めること)を構築すること。)

(宇宙利用の裾野拡大のため、本事業において採択実績のある者が応募する場合には、本事業において採択実績の無い者との連携体制を構築すること。詳細はⅡ. 1(2)を参照すること。)

ウ 対象となる取組例

- a. 産学連携により、大学等が持つシーズの実用化、衛星データの新たな利用方策の開発等、出口を見据えた研究開発の実施、異分野との連携による新産業やベンチャー企業の創出に取り組む拠点の形成
- b. 産学連携により、社会的・産業的な視点やグローバルな視点を持った人材育成に取り組む拠点の形成
- c. a.とb.の組み合わせに取り組む拠点の形成 等

※ いずれの拠点においても、明確なビジョンを持って持続的な拠点を形成するとともに、SNS等を活用し拠点機関及び参画機関以外の機関に所属する研究者や企業関係者等に対しても情報提供を行い新たな取組みの創出を促す等、拠点を中核として宇宙開発利用の裾野拡大につながるような仕組みを構築すること。

④ 宇宙探査基盤技術高度化プログラム

ア 目的

宇宙における探査活動において、月を目指す各国の動きが活発化している背景を踏まえ、我が国が強みとする地球低軌道の超小型衛星開発等で培われた大学等の技術を活用し、月探査に必要な超小型探査機等の基盤技術の開発や分野間での共有・利用を促進する。

基盤技術① 深宇宙探査向けの標準化システムバスの開発(様々なミッションに対応可能な汎用標準化システムバス、月科学ミッション用の高機能標準化システムバス等)

基盤技術② 衛星実装のためのインテグレーション技術・その他主要システム技術の開発(電源系等サブシステムの小型軽量化技術、月測位インフラの構築及びそれを生かした深宇宙超小型探査機通信系システムの開発等)

基盤技術③ 国際競争力のある汎用ミッション機器の開発(深宇宙向け超小型探査機に搭載可能な高機能観測センサ、高解像度カメラの開発、等)

イ 対象者

地球低軌道の超小型衛星開発等の知見を有する者

ウ 対象となる取組例

- a. 課題終了後の軌道上実証(ISSからの放出やロケット打上げの相乗り等の活用)を見据えた、月探査に必要な超小型探査機等の基盤技術の開発
- b. 宇宙工学及び宇宙物理学の連携のもとでの、国際宇宙探査を担う超小型衛星分野や惑星科学等理学分野の拡大や人材育成の強化を伴う超小型探査機等の基盤技術の開発 等

⑤ 「人文社会×宇宙」分野越境人材創造プログラム

ア 目的

宇宙開発利用の領域が拡大し、宇宙活動が理工学領域のみならず、人文・社会科学領域の観点での活動も求められる中、将来の宇宙分野の裾野拡大や将来の宇宙分野における我が国のプレゼンスの強化を目的とし、以下の4プログラムにおいて、教育現場における宇宙教育コンテンツの活用を促進するとともに、ビジネスの国際展開や国際的な宇宙活動ルールの形成等を牽引する人文・社会科学系の高度な知見を宇宙分野に応用するための人材育成基盤を構築する。

プログラム① 宇宙教育コンテンツ活用人材育成プログラム:新学習指導要領に合わせ、小中

高生向けの宇宙教育教材・カリキュラムの充実・強化とその普及を図る人材を育成するプログラム

プログラム② 宇宙ビジネス国際展開人材育成プログラム: 将来の日本の宇宙機器インフラ海外展開を目指し、宇宙ビジネスの国際展開を牽引する人材を育成するプログラム(例: 現地において日本の宇宙開発利用による課題解決の案件形成・コーディネートを行う人材の育成プログラム等)

プログラム③ 宇宙活動のルール形成を主導する人材の育成プログラム: 宇宙関係の国際法・国際ビジネスルールの形成を主導する人材を育成するプログラム

プログラム④ その他: 上記プログラム①～③には該当しないものの将来の宇宙分野の裾野拡大や将来の宇宙分野における我が国のプレゼンスの強化を目的とした人文・社会科学分野における人材の育成プログラム(例: 宇宙活動における生命倫理や環境倫理の観点における倫理学を担う人材の育成プログラム等)

※プログラム②及びプログラム③については、海外との連携を奨励します。

イ 対象者

大学院生、大学生、高等専門学校生等を対象に、人文・社会科学系の分野における高い専門性を有する人材の実践的な育成に取り組む者。

ウ 対象となる取組例

- a. 海外の企業や宇宙機関での長期インターン等の取組も含めた教育プログラム
- b. 海外の宇宙法・宇宙政策研究機関への学生の派遣や共同研究等の取組も含めた教育プログラム 等

(2) 事業規模、実施期間及び採択数

① 事業規模

原則として、1件あたり、以下のとおりとします。

ア 宇宙航空人材育成プログラム	各年度上限 2,000万円
イ 宇宙利用技術創出プログラム	各年度上限 2,000万円
ウ 宇宙連携拠点形成プログラム	各年度上限 5,000万円
エ 宇宙探査基盤技術高度化プログラム	各年度上限 5,000万円
オ 「人文社会×宇宙」分野越境人材創造プログラム	各年度上限 2,000万円

上記の事業規模は、研究に係る直接経費と間接経費(直接経費の30%)で構成されます。ただし、各年度における予算の状況等によっては、減額することがございますので、あらかじめご了承下さい。

② 実施期間

原則として、令和5年度末までの3カ年としますが、1カ年、2カ年でも問題ありません。

実施期間が複数年度にわたる場合、令和4年度以降については各年度予算に基づき課題内容の見直し等を求めることがあります。

③ 採択件数

原則として、各プログラムについて次の採択件数を予定しています。

ア・イ・ウ 宇宙航空人材育成プログラム・宇宙利用技術創出プログラム・宇宙連携拠点形成プログラム 合計3件程度

エ 宇宙探査基盤技術高度化プログラム 2件程度 ※¹

※1 宇宙探査基盤技術高度化プログラムにおいては、原則、同一の基盤技術から複数の課題の採択は行わないこととします。

オ 「人文社会×宇宙」分野越境人材創造プログラム 3件程度 ※²

※2 「人文社会×宇宙」分野越境人材創造プログラムにおいては、プログラム①～④のうち、原則、同一のプログラムから複数の課題の採択は行わないこととします。

なお、上記の採択件数はあくまでも目安であり、これにとらわれず、審査評価会における審査において、総合的な観点から採択課題を決めることとします。

また、宇宙連携拠点形成プログラムに応募頂いた課題のうち、審査評価会における審査において、宇宙航空人材育成プログラム又は宇宙利用技術創出プログラムでの実施が適当と判断された場合、実施内容及び事業規模の再考を求めた上で、当該プログラムで採択される可能性があります。

(3) 経費

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については「別紙1」の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

現在、「統合イノベーション戦略2019」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費から研究代表者の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)を支出することを可能としています。研究代表者の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)を支出する場合には、別紙2及び別紙3においても必要な要件や手続の方法を定めていますので、ご確認ください。なお、エフォート管理に当たっては、「エフォート管理の運用統一について」(令和2年3月31日資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ)を踏まえていただくようお願いいたします。

ただし、管理的性格の経費については、間接経費(国の機関の場合は事業管理費とする。)で手当てします。間接経費の取扱いについては、「別紙4」の競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)(令和元年7月18日改正)を参考にしてください。

なお、経費は、予算の成立状況により変わる場合があります。

(4) 契約形態

文部科学省とⅡ 1. (2)に規定する主管実施機関との間において、毎年度委託契約を締結します。契約の詳細については、「IV. 契約、進捗管理及び事業の実施について」をご参照ください。

(5) 研究開発管理

応募及びその他必要な情報の提供※の際、府省共通研究開発管理システム(以下「e-Rad」という。)

を使用させていただきますが、e-Radの登録及び応募等のための情報入力には2週間程度の時間を要しますので、十分注意してご準備下さい。

e-Radを用いた申請方法については、「VI. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を用いた応募書類の作成、提出等について」をご参照ください。

また、e-Radの詳しい利用方法は、e-Radポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)を熟読ください。

※ その他必要な情報の提供

「V. 1. 研究費の適正な執行について」を参照して下さい。

II. 応募について

1. 応募対象者及び応募対象者が所属する機関に必要な要件等

(1) 応募対象者に必要な資格

予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であることとします。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当するとします。また、文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこととします。

(2) 応募対象者の要件

課題を自ら実施する能力を有し、文部科学省と委託契約を締結することができる以下に示す国内の大学、研究機関、民間企業その他の機関に所属する者、またはこれらの機関に所属する者で構成する研究チーム(以下「研究チーム」という。)とします。複数の機関に所属する者で構成する研究チームが応募する場合は1つの機関が主管実施機関となり、その他の機関は共同参画機関となります。提案書は主管実施機関より提出してください。

<対象機関>

①大学等

国公立大学、大学共同利用機関、高等専門学校等、地方公共団体、国公立試験研究機関、独立行政法人(ただし、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下、JAXA)を除く。)、特殊法人、認可法人、公益法人、特定非営利活動法人等

②民間企業(法人格を有する者)

③その他法人格を有する者

※宇宙連携拠点形成プログラムの主管実施機関は、①大学等に含まれる機関とします。また、同プログラムについては、複数の機関に所属する者で構成する研究チームによる提案とし、共同参画機関として民間企業を必ず含めることを条件とします。

※なお、応募から課題終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、課題の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、課題の実施者となることを避けてください。

※委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、課題の実施者が所属する機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

主管実施機関及び共同参画機関の詳細については以下のとおりです。

主管実施機関	<ul style="list-style-type: none">・ 日本国内の機関・ 文部科学省と直接委託契約を締結する。・ 文部科学省からの直接の受託者として、一切の契約責任を有する。・ 課題の一部を実施するとともに、運営管理、財産管理等の事務的管理を行う機関であり、共同参画機関との間において再委託契約を締結し、共同参画機関における課題の進捗状況及び課題に要する経費について管理する等、課題に参画する機関との調
--------	--

	<p>整・管理業務も行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(宇宙航空人材育成プログラム、宇宙利用技術創出プログラム、宇宙連携拠点形成プログラムのみ)本事業において採択実績のある機関が主管実施機関となる場合には、本事業において過去に採択された課題において主管実施機関もしくは共同参画機関となった実績の無い機関(過去にJAXAとの連携体制を構築して採択された実績がある場合は、JAXAを除く。)との連携体制を構築※すること。
共同参画機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主管実施機関との間で再委託契約を締結して課題に参画する。 ・ 課題の一部を実施する。

※本事業において、過去に採択された課題の主管実施機関もしくは共同参画機関となった実績の無い機関を、共同参画機関もしくは協力機関(主管実施機関との間で再委託契約は締結せず、課題の一部を実施する主体では無いが、技術的助言や施設の提供等を行うことで本事業に貢献する機関)とすること。なお、その旨、提案書類「様式2 令和3年度宇宙航空科学技術推進委託費提案書(2(3)②-2 業務計画に対する実施体制・役割分担)」に明記すること。

※上記「本事業において、過去に採択された課題の主管実施機関もしくは共同参画機関となった実績の無い機関」には、主管実施機関もしくは共同参画機関となった実績のある大学、国立研究開発法人等の研究開発機関における他の学科・専攻を含みます。研究開発機関以外の機関についてもこれに準じます。

(3) 研究代表者の指定

課題の実施者のうち、主管実施機関に所属する者の中から、課題についての代表者(以下「研究代表者」という。)を指定してください。ただし、研究代表者は、本事業において複数の課題の研究代表者を兼ねることはできません。なお、研究代表者でない実施者として他の課題に参加することは可能です。

(4) 事務担当者の指定

文部科学省との事務連絡を速やかに行うことができ、かつ常に研究代表者と連絡を取ることができる、研究代表者と同じ機関に所属する担当者(以下「事務担当者」という。)を指定してください。なお、研究代表者が事務担当者を兼ねることはできません。

2. 応募の方法

本公募では、e-Radからの応募情報登録(提出書類のアップロード等)が必要となります。e-Radを用いた申請方法については、「VI. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を用いた応募書類の作成、提出等について」をご参照ください。

3. 応募に必要な書類

本公募に必要な提出書類は以下のとおりです。e-Rad上において、以下の書類をご提出ください。

	書類名	様式
①	令和3年度宇宙航空科学技術推進委託費提案書類一式	様式1～様式5
②	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局	—

<p>長の認定等相当確認通知の写し(主管実施機関及び共同参画機関の両者において、上記の認定等相当確認通知がある場合に提出してください) ※別紙5 評価項目及び審査基準関連</p>	
---	--

※e-Radで受付中の公募一覧から提案書様式のダウンロードが可能です。また、文部科学省のHPからもダウンロードできます。

【宇宙航空科学技術推進委託費HP】

http://www.mext.go.jp/a_menu/kaihatu/space/jigyou/detail/1347482.htm

(留意事項)

- 用紙サイズについて、様式1は A4横判・横書き、様式2～5はA4縦判・横書きとし、正確を期すため、パソコン等判読しやすいもので作成することとし、日本語で記述してください。
- 誓約書(様式5)については、主管実施機関及び共同参画機関において作成し、PDF 化して提出して下さい。誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の契約を無効とします。なお、以下に該当する機関は(様式5)の提出の必要はありません。
 - ・機関の代表者の選任・任命を国・地方公共団体が行う機関(国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人等)
 - ・機関の代表者が国民の選挙により選任される機関(地方公共団体)
- 機関データ(様式6)については、提出不要ですが、必要に応じて文部科学省より提出を求めることがあります。
- また、上記書類に加えて、主管実施機関及び共同参画機関においては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)に基づく取組状況に係るチェックリストを e-Rad 上でご提出頂く必要があります。こちらは、下記期限までの提出を求めものではありませんが、採択時までにはご提出頂く必要がありますのでご注意ください。(詳細は「V. 1. (2)及び(5)」参照)
- 提案書に不備がある場合、審査対象となりませんので、公募要領を熟読のうえ、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでください。)特に、提案書に関する事務連絡先(照会先)は明記するようにお願いいたします。
- 提出期限後の提案書等の提出、提案書を受領した後の修正(差し替え含む)はできません。提出書類については返却しませんので、各申請者が提出書類の写しを取るようになしてください。
- 応募には、e-Radへの提案書の提出を必須としており、FAX、電子メール、郵送等による提案書の提出は不可です。

4. 書類提出期限

令和3年4月26日(月) 17時 <厳守>

5. スケジュール

公募開始から委託業務開始までのスケジュールは概ね次のようになる予定です。

令和3年

2月25日(木)	公募開始(e-Radを通じて実施)
4月26日(月)17時00分	公募締切(必着)
5月下旬	第1次審査(書面審査)
6月下旬～7月上旬	第2次審査(面接審査)
7月下旬	課題採択、採択通知もしくは不採択通知
10月上旬	委託契約、委託業務開始

※応募件数等を踏まえ日程を確定

6. 応募にあたっての留意点

(1) 所属機関の承認

採択後に契約行為を伴いますので、所属する機関の承認を得た上で提出してください。

(2) 計画、経費の調整の可能性

課題の選定、実施に当たっては、予算の制約等の理由から、計画の修正を求めることがあります。また、今後、課題の実施に割り当てられる経費は、予算状況により変わる場合があります。なお、経費は年度毎に概算払いを予定しています。

(3) 不合理な重複・過度の集中に対する措置

① 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金及び提案公募型研究資金(以下「競争的資金等」という)が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人(国立研究開発法人含む。以下同じ。)の複数の競争的資金等が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減(以下「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の競争的資金等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

② 過度の集中に対する措置

本事業に提案された内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している内容が異なる場合に

においても、当該研究者又は研究チーム(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間※100%に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。エフォートの考え方「別紙6」を参照して下さい。

③ 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題)内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

(4) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

応募書類における上記の記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、採択の決定の取り消し等を行うことがあります。

(5) 本事業の目的等に著しく合致しない場合の措置

文部科学省において、提案された内容が本事業及び公募対象プログラムの目的に著しく合致しないと認められる場合、審査対象から除外することがあります。

(6) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業において採択されるまでに、各研究機関(主管実施機関、共同参画機関の全ての機関)では「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストを提出することが必要です。提出方法等の詳細については、V. 1. (2)及び(5)をご参照ください。

Ⅲ. 審査等について

1. 事業の枠組

本事業では、競争的資金の効率的な活用を図り、優れた成果を生み出していくため、プログラムディレクター（以下「PD」という。）を配置します。PD及びプログラムオフィサー（以下「PO」という。）による宇宙航空科学技術推進委託費審査評価会（以下「審査評価会」という。）の下で、課題選定審査、事後評価等を実施します。

採択された課題については、研究代表者（Ⅱ. 1. (3)参照）の所属する主管実施機関（以下「受託者」という。）と文部科学省との間において委託契約を締結します。受託者が課題を実施するにあたって、共同で課題を実施する共同参画機関（以下「再委託先」という。）に、課題の一部を再委託することができます。

2. 課題の審査等について

審査評価会での審査により、採択課題を選定します。また、課題採択後、PD及びPOが中心となって、課題の進捗状況を把握し、必要に応じて助言を行うほか、事後評価を行うなど、適切な管理を実施します。

(1) 審査方法

審査評価会における審査は、外部からの影響を排除し、応募された課題に含まれるアイデアやノウハウ等の情報管理を行う観点から非公開で行います。

具体的には、応募された課題ごとに、様式不備の有無、対象とする分野及び制度の要件との適合性を確認した上で、審査評価会において、審査基準に基づき、書面審査及び研究代表者等に対する面接審査を実施します。

面接審査は、書面審査によって選定された課題のみ実施します。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 選定結果の通知

書面審査によって選定された課題に対する面接審査の実施について、事務担当者に対して通知します。また、書面審査及び面接審査結果に基づく採択の可否について、機関の代表者に対して通知します。

なお、審査の途中経過等に関する問い合わせは一切受け付けません。

また、採択にあたっては、審査評価会が課題の内容、実施期間、必要な経費、実施体制等に関し、条件を付すことがあります。

(3) 審査基準

提案された課題は、審査基準に基づき、総合的に審査を行います。具体的審査基準については、「別紙5」を参照してください。

3. 公表等について

(1) e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報(制度名、提案課題名、主管実施機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイト等において公開します。

(2) e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第5期科学技術基本計画(平成28年1月閣議決定)においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Rad への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、総合科学技術・イノベーション会議及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報等について、e-Rad での入力をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

(3) 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap(旧称 Read&Researchmap <https://researchmap.jp/>)は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

4. 中間報告について

実施期間が3年間の課題受託者は、原則として実施期間の2年目に、これまでの事業計画に対する進捗状況及び今後の計画の進め方に関する中間報告を行って頂きます。研究代表者においては、課題の現状の成果を十分に分析し、その結果を最終年度の計画に生かすための検討結果をまとめた資料をご提出いただくとともに、審査評価会からのヒアリングに対応頂きます。

5. 事後評価について

課題終了時を目途に、審査評価会において、事後評価を実施します。

その際、研究代表者においては、課題の成果概要、事後自己点検票及び成果報告書を作成頂くとともに、審査評価会における審査に対応頂きます。具体的な事後評価実施要領については、「別紙7」を参照してください。

事後評価結果については、機関の代表者に通知するとともに、本事業のウェブサイト等において公表します。

なお、事後評価結果については、本事業における公募対象プログラムの設定に反映するとともに、各プロ

グラムにおける課題選定にも活用することとします。

6. 追跡調査について

終了課題の事業継続性を高めることを主な目的に毎年度追跡調査を実施します。課題終了の翌々年度から、課題終了後 10 年を上限に成果が実用化されるまでの間のご協力をお願いします。調査の内容は、終了課題が委託業務終了後も取組を継続し、社会実装したかや継続性のある運用を開始したか及びその段階に到達できた要因等を確認するものとし、調査の結果は主に採択時の審査基準の見直しや実施中の課題に対する助言に活用します。また、調査回答者には、グッドプラクティスの共有などのフィードバックを行います。

IV. 契約、進捗管理及び事業の実施について

1. 委託契約の締結について

上記Ⅲに基づく審査の結果、採択された課題については、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」に基づいた委託契約を締結することとし、契約予定者(受託者)と提案書を基に契約条件を調整するものとします。なお、契約金額については業務計画書の内容等(複数年度の実施を計画している場合、次年度以降の契約時には成果報告書の内容も含む。)を勘案して決定するため、契約予定者(受託者)の提示する金額と必ずしも一致しません。

また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合があります。契約条件を調整するために、必要に応じて業務計画書の変更を行う場合があります。

なお、契約の締結は年度毎に行うものとします。

※ 国の契約は、契約書を締結(契約書に契約の当事者双方が押印)したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

(契約締結に当たり必要となる書類)

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要があります。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知をお願いします。

- ・業務計画書
- ・経費等内訳書

詳細は、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」を参照していただくこととなります。

(1) 知的財産権の取り扱い

下記の知的財産権については、研究成果の取り扱いについて我が国産業の活力の再生を速やかに実現する事を目的としている「産業技術力強化法」(平成12年法律第44号)の適用により、委託契約書に基づき必要な確認書を提出することで、受託者である主管実施機関に権利がすべて帰属することとなります。再委託先である各共同参画機関への特許権等の知的財産権の帰属については、あらかじめ主管実施機関と共同参画機関の間で取り決めて、「様式4 審査要項において求められている評価項目及び審査基準の妥当性の説明(2.(1)②知的財産の帰属に係る参画者間の取り決めについて)」中に記載してください。

- ・特許権、特許を受ける権利(特許法)
- ・実用新案権、実用新案登録を受ける権利(実用新案法)
- ・意匠権、意匠登録を受ける権利(意匠法)
- ・著作権(著作権法)
- ・回路配置利用権(半導体集積回路の回路配置に関する法律)
- ・育成者権、品種登録を受ける権利(種苗法)
- ・コンテンツ(コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律)

ただし、受託者は、文部科学省が、公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして

求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を許諾しなければならないこととします。

(2) 取得資産等の取扱い

① 所有権

委託業務の実施過程において取得した資産(設備備品及び文部科学省が指定する試作品。以下「設備備品等」という。)の所有権は、「額の確定」後、文部科学省に移転することとなります。次年度以降も継続して当該委託業務に使用を希望する場合は、別途、物品無償貸付申請書により、文部科学省の承認を得る必要があります。

なお、資産については、受託者が文部科学省との契約条項に従って善良な管理を行うこととします。

② 委託期間終了後の設備備品等の取扱い

委託期間終了後における設備備品等の取扱いについては、別途文部科学省と協議することとします。

③ 委託業務の成果について

経費が国の予算から支出されている観点から、委託業務の成果は原則公開することとします。特に、人材育成に係る課題にあつては、原則非営利目的によることとします。

(3) 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに e-Rad により報告してください(複数の競争的資金を獲得した研究機関においては、それらの競争的資金に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください)。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 又は「よくある質問と答え」(<https://qa.e-rad.go.jp/>)を参照してください。

(4) 費目間流用について

費目間流用については、文部科学省の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の50%以内(中項目の人件費の増額については、事前届が必要)としています。

(5) 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

2. 年度末までの研究期間の確保について

主管実施機関は、課題に係る毎年度の委託業務終了後、文部科学省に対して、事業完了届、委託業務実績報告書及び委託業務成果報告書を提出するものとします。また、年度末一杯まで研究を実施すること

ができるよう、以下のとおり対応をすることとします。

- (1) 主管実施機関は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、文部科学省においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 委託業務実績報告書の提出期限を【5月31日】とする。
- (3) 委託業務成果報告書の提出期限を【5月31日】とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

3. 委託業務の実施について

受託者は、委託業務の実施にあたっては、契約書及び提案書等を遵守してください。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など提案書に記載した事項（審査基準(4)関連）について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに文部科学省へ届け出てください。

また、委託期間中に、委託業務の進捗状況の確認を行う場合があります。そのため、関連する報告を求めるとともに、実施場所において実際の状況の確認を行うことがあります。その結果、必要に応じて助言等を行うことがあります。課題の進捗状況に応じて、所期の提案内容が基本的に変更にならない範囲で、文部科学省から内容についての指示があった場合は、適切に対応してください。

さらに、委託機関終了後に、額の確定調査等、適宜経理面の確認を行います。その際、事業内容の説明のために概要等の資料を作成して頂くことがあります。

V. 事業の実施にあたっての留意点について

1. 研究費の適正な執行について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、主管実施機関及び共同参画機関(以下各研究機関)という。)は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)の内容について遵守する必要があります。

各研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、各研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

○「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」

【URL】https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業での契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)を提出することが必要です(チェックリストの提出がない場合には、研究の実施は認められません)。

このため、下記ウェブサイトの様式に基づいて、採択されるまでに、各研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、e-Rad を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

e-Rad の利用については、「VI. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を用いた応募書類の作成、提出等について」をご参照ください。

ただし、令和2年4月1日以降、既に、別途の機会をチェックリストを提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。この場合は、本事業の申請に当たり、提出書類「様式4 審査要項において求められている評価項目及び審査基準の妥当性の説明(2.(3)主管実施機関及び共同参画機関の体制整備等自己評価チェックリストの提出状況)」に、提出日を記載してください。

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含みます)による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても各研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

(3) 委託費の不正使用及び不正受給への対応

委託費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

① 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

② 申請及び参加^{※1} 資格の制限等の措置

本事業の委託費の不正使用等を行った研究者(共謀した研究者も含む。(以下「不正使用等を行った研究者」という。))や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2} に対し、不正の程度に応じて「別紙8(別表1)」のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要(不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度等において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同参画者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題(継続課題)への研究代表者又は共同参画者等として参加することを指す。

※2「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

③ 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要(制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、文部科学省において原則公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各研究機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL をご参照ください。

【URL】https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(4)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

各研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定、以下「ガイドライン」という。)を遵

守ることが求められます。

ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

○「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

【URL】https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(5)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、下記ウェブサイトの様式に基づいて、令和3年4月1日以降、採択されるまでに、各研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和3年4月1日以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。この場合は、本事業の申請に当たり、提出書類「様式4 審査要項において求められている評価項目及び審査基準の妥当性の説明(2. (4) 主管実施機関及び共同参画機関の研究不正行為チェックリストの提出状況)」に、提出日を記載してください。研究活動を行わない機関及び研究活動は行わないが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

【URL】https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

e-Rad の利用については、「VI. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を用いた応募書類の作成、提出等について」をご参照ください。

(6)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

① 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

② 申請及び参加資格の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責

任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、「別紙8(別表2)」のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置をとります。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等(以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度(以下「他府省関連の競争的資金制度」という。)の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

③ 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

④ 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容(不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省において原則公表します。

また、ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、各研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

【URL】https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(7) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業の研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、文部科学省との委託契約の締結に係る手続きを行う際に、研究代表者は、本事業の研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出してください。(別紙9)

(8) 他の競争的資金制度等で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

※「他の競争的資金制度等」とは、令和3年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和2年度以前に終了した制度においても対象となります。

※ 現在、具体的に対象となる制度については、以下の URL を参照してください。

【URL】<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

※ 提案公募型研究資金制度については、近日ウェブサイトを公開予定。

(9) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、課題を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、委託費の配分の停止や、委託費の配分決定の取り消し、委託費の全部又は一部の返還を求められることがあります。

2. 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)(平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定)「別紙10」においては、本公募に採択され、1件当たり年間3000万円以上の公的研究費(競争的資金またはプロジェクト研究資金)の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

(参考)「第5期科学技術基本計画」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

3. 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」(平成27年6月24日競争的研究費改革に関する検討会)においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」(平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」(以下、「機器共用システム」という。)を運用することが求められています。

加えて、「研究力向上改革 2019」(平成31年4月23日文部科学省)や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議)においても、研究機器・設備の整備・共用化促進が求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器については、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用などに積極的に取り組んで下さい。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」、各大学等において「設備サポートセンター整備事業」や「新たな共用システム導入支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

[科学技術・学術審議会先端研究基盤部会(H27.11.25)]

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」

[競争的研究費改革に関する検討会(H27.6.24)]

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

○「競争的資金における使用ルール等の統一について」

[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ(H29.4.20 改正)]

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouruuru.pdf

○「複数の研究費制度による共用設備の購入について(合算使用)」

[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ(R2.3.31)]

https://www.mext.go.jp/content/20200603-mxt_sinkou02-100001873-01.pdf

○「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

○「新たな共用システム導入支援プログラム」

https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2019.pdf

4. 博士課程学生の処遇の改善について

第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程(後期)在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられており、各大学や研究開発法人における RA(リサーチ・アシスタント)等としての博士後期課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議)においては、「将来的に希望する博士後期課程学生が生活費相当額程度を受給できる」ことを目標とし、具体的施策の一つとして「競争的研究費や共同研究費における RA 等の適切な給与水準の確保の推進」が掲げられています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有してお

り、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

(留意点)

- ・生活費相当額の給与水準(年額 180～240 万円程度)について、第5期科学技術基本計画では生活費相当額として年額 180 万円が想定されていることと、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(DC)の支給額を参考とし、生活に必要な額の範囲の目安として年額 180 万～240 万円としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度[※]の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

(※)競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(令和2年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分(40 万円以上 45 万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19 日～20 日)の勤務時間(7時間 45 分～8時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。)

- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

5. 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革 2019」(平成 31 年 4 月 23 日 文部科学省)や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」(令和 2 年 3 月 26 日 科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5 年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(平成 31 年 2 月 25 日 文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推

進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、実施期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間(5年程度以上)の任期を確保するよう努めてください。

6. プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは別紙11をご参照ください。

7. 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」(平成23年度12月20日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

8. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制[※]が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

○ 経済産業省:安全保障貿易管理(全般)

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

○ 経済産業省:安全保障貿易ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

○ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

○ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

9. 論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業の成果であることを表示してください。また、Acknowledgment(謝辞)に、本事業の成果である旨を記載する場合には、本事業の 9 桁の体系的番号である「JPJ000959」を明記してください。論文投稿時も同様です。

<謝辞の記載例>

【英文】This work was supported by MEXT Coordination Funds for Promoting AeroSpace Utilization; Grant Number JPJ000959.

【和文】本研究は文部科学省宇宙航空科学技術推進委託費 JPJ000959 の助成を受けたものです。

10. 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について

「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」(令和2年3月26日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)においては、「行政が公的な事業として実施していた研究支援や研究成果の社会への還元等について、強い思いと情熱を持ちビジネスとして実施するスタートアップが出現し始めていることを踏まえて、新たな官民連携の仕組みの形成が求められる。」としています。

そのような中、文部科学省は、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度」を創設しました。本制度は民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的としています。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページよりご覧いただけます。ぜひご利用ください。

【URL】https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

(参考)「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」

【URL】https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu22/houkoku/1422095_00001.htm

11. 競争的研究費改革について

現在、政府において、「統合イノベーション戦略 2019」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

VI. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を用いた応募書類の作成、提出等について

1. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス(応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。

2. e-Rad を利用した応募方法

本事業への応募は e-Rad を通じて行っていただけます。応募の流れについては、「別紙12」を参照してください。e-Rad の具体的な利用方法は、e-Rad ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)を熟読ください。また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(i) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

① 研究機関の登録

応募時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)から研究機関登録申請様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録までに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

② 研究者情報の登録

研究機関は所属する研究代表者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となります。

研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

(ii) e-Rad での応募申請

研究者による e-Rad での応募に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

<注意事項>

- ① 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の最大容量は1ファイルあたり10MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に文部科学省研究開発局宇宙開発利用課※に問い合わせてください。
- ② 作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。e-Rad には、

WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。また、お使いの PC で利用できる PDF 変換ソフトのダウンロードも可能です。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。

- ③ 応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、研究者による応募申請の提出後、応募のステータスが「研究機関処理中」となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。
- ④ 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、提出締切日時までに、研究機関の承認が行われる必要があります。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、文部科学省研究開発局宇宙開発利用課[※]まで連絡してください。

※連絡先については、Ⅶ. その他 を参照して下さい。

(iii) その他

応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読のうえ、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでください。)提出期限後の提案書等の提出、応募書類の修正、差し替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

3. その他

(i) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(ii) e-Rad の利用可能時間帯

(月～日)0:00～24:00(24時間365日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

VII. その他

本公募に関するご質問等については、下記にご連絡ください。なお、審査の途中経過等に関する問い合わせは一切受け付けません。また、これら以外の問い合わせについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を本事業ウェブサイトにて公開させていただきます。可能な限りメールにてお問合せいただくようお願いいたします。

<事業に関するお問い合わせ>

文部科学省 研究開発局 宇宙開発利用課 担当 菊池、三木

TEL:03-6734-4151(直通)

受付時間帯:平日10:00~12:00、13:00~18:00

Eメール:uchu@mext.go.jp

文部科学省ウェブサイト:http://www.mext.go.jp/a_menu/kaihatu/space/jigyoku/detail/1347482.htm

※審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

<e-Radにおける研究機関・研究者の登録及びe-Radの操作に関する問い合わせ>

e-Rad ヘルプデスク

TEL:0570-066-877(ナビダイヤル)

受付時間帯:午前9:00~午後6:00

(※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く)

府省共通経費取扱区分表の取扱について

平成22年12月16日

1. 総論

- (1) 府省共通経費取扱区分表（以下、「区分表」という。）は、各競争的資金制度において共通して使用するものであり、以下にその解釈及び運用について確認する。
- (2) 各制度は、区分表及び本取扱に基づきあらかじめ費目構成を設定し、経費の取扱を明確に示す。
- (3) 区分表は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、令和元年7月18日改定）で定められている「直接経費」の定義（※）を変更するものではない。

※「直接経費」…競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

2. 費目の設定について

- (1) 各制度は、区分表に記載された費目の名称を用いるものとする。
- (2) 経費の種類は、「直接経費」「間接経費」「再委託費・共同実施費」の3種類とする。
- (3) 「直接経費」には、「大項目」を設け、大項目にはさらに「中項目」を設ける。
- (4) 「直接経費」の大項目は、「物品費」「人件費・謝金」「旅費」「その他」の4項目に統一する。
- (5) 中項目は、以下に統一する。
 - ・大項目「物品費」の中項目に「設備備品費」「消耗品費」を設定する。
 - ・大項目「人件費・謝金」の中項目に「人件費」「謝金」を設定する。
 - ・大項目「旅費」には中項目に「旅費」を設定する。
 - ・大項目「その他」の中項目に「外注費」「印刷製本費」「会議費」「通信運搬費」「光熱水料」「その他（諸経費）」「消費税相当額」を設定する。
- (6) 実績報告等は、大項目単位によることを原則とし、必要に応じて中項目のうち額の報告を求めるものについては、配分機関は当該区分表の「中項目の設定・取扱等」欄に明記する。また、中項目自体を設定しない場合は、同様に「中項目の設定・取扱等」欄に明記することとする。

3. 費目の解釈について

- (1) 直接経費の各費目、間接経費及び再委託費・共同実施費の解釈を統一するために、区分表に解説（太字下線部分）を記載した。
- (2) 直接経費の各費目については、研究者等が混乱なく研究費を使用できるように、各制度において共通的なものとして、具体的な支出の例示を区分表に記載した。

4. 各制度における区分表の運用について

- (1) 各制度における事業の性質等により、「中項目の具体的な支出の例示」欄で示した経費

(別紙1)

のうち、当該中項目の経費とすることが適当でない場合、また、支出にあたり一定の条件を付す場合などには、区分表の「特記事項」欄で明示することとする。

- (2) 中項目の「設備備品費」「消耗品費」「消費税相当額」は、制度の種類により適用を異にするものであるので、各制度においては、これらの取扱いについて、区分表の「特記事項」欄で記述することとする。なお委託費における「設備備品費」「消耗品費」の定義は、「中項目の具体的な支出の例示」欄に明瞭に記載することとする。
- (3) 上記(1)及び(2)により制度としての調整を施された区分表は、例えば各制度のホームページに掲載することなどにより、公開を進めることとする。
- (4) 区分表は各制度共通に使用するものではあるが、主に企業への資金配分を行っている制度であって、運用上現行の取扱いを行った方が配分機関・企業側双方にとって効率的と判断される場合には、当面現行の運用も可能とする。

府省共通経費取扱区分表

第4版 令和3年1月15日

制度・事業名:宇宙航空科学技術推進委託費

	大項目	中項目	中項目の具体的な支出の例示	中項目の設定・取扱等	特記事項
直接経費	物品費	設備備品費	<u>配分機関側で、取得価格及び耐用年数で規定</u>	有(実績報告等については、中項目の設定により実施すること)	取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の機械装置、工具器具備品の購入、製造又は改良に要する費用。 ※資産計上するものの経費。
		消耗品費	<u>配分機関側で、取得価格及び耐用年数で規定</u>	有(実績報告等については、中項目の設定により実施すること)	(研究用等)消耗品費
	人件費・謝金	人件費	<u>業務・事業に直接従事した者の人件費で主体的に研究を担当する研究者の経費</u> <ul style="list-style-type: none"> ・研究採択者本人の人件費(有給休暇等を含む)及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・ポストク等、機関で直接雇用する研究員の人件費(有給休暇等を含む)及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用 ・他機関からの出向研究員の経費 等 <u>業務・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に研究等を担当する者の経費</u> <ul style="list-style-type: none"> ・リサーチアドミニストレーター、リサーチアシスタント ・研究補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員 ・技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員、秘書 等 * 人件費の算定にあたっては、研究機関の給与規程等によるものとする。	有(実績報告等については、中項目の設定により実施すること)	独立行政法人、特殊法人、国立大学法人及び学校法人については、人件費対象者が運営費交付金、私学助成の補助対象者ではないこと。 ただし、「競争的研究費の直接経費からの研究代表者(P I)の人件費の支出について」(令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、研究代表者の人件費を計上する場合には、必要な要件や手続きがあります。詳しくは別紙2をご確

(別紙 1)

				<p>認ください。</p> <p>※他の経費からの人件費支出との重複について特に注意すること</p>
	<p>謝金</p>	<p>業務・事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究運営委員会等の外部委員に対する委員会出席謝金 ・講演会等の謝金 ・個人の専門的技術による役務の提供への謝金(講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正(外国語等)等) ・データ・資料整理等の役務の提供への謝金 ・通訳、翻訳の謝金(個人に対する委嘱) ・学生等への労務による作業代 ・被験者の謝金 <p>等</p> <p>* 謝金の算定にあたっては、研究機関の謝金支給規程等によるものとする。</p>	<p>有(実績報告等については、中項目の設定により実施すること)</p>	<p>諸謝金</p>

旅費	旅費	<p>旅費に関わる以下の経費</p> <p>①業務・事業を実施するにあたり研究者及び補助員(学部学生・大学院生を含む)の外国・国内への出張又は移動にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雑費)。学会へ参加するための交通費、宿泊費、日当、旅行雑費を含む。</p> <p>②上記①以外の業務・事業への協力者に支払う、業務・事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、旅行雑費)</p> <p>③外国からの研究者等(大学院生を含む)の招へい経費(交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費)</p> <p>④研究者等が赴任する際にかかる経費(交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費)</p> <p>等</p> <p>* 旅費の算定にあたっては、研究機関の旅費規程等によるものとする。</p> <p>* 旅費のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ)を含む。</p> <p>* 「旅行雑費」とは、「空港使用料」「旅券の交付手数料」「査証手数料」「予防注射料」「出入国税の実費額」「燃油サーチャージ」「航空保険料」「航空券取扱手数料」等をいう。</p>		<p>国内旅費、外国旅費、外国人等招へい旅費</p> <p>※公共交通機関を利用して移動する際の交通費について、切符購入など又はICカードによる乗車で二重運賃が発生する場合は、その取扱いについて定めること。</p>	
	その他	外注費	<p>外注に関わる以下の経費</p> <p>業務・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械装置、備品の操作・保守・修理(原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む)等の業務請負 ・実験動物等の飼育、設計(仕様を指示して設計されるもの)、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の業務請負 ・通訳、翻訳、校正(校閲)、アンケート、調査等の業務請負(業者請負) <p>等</p> <p>* 「再委託費・共同実施費」に該当するものを除く</p>	<p>有(実績報告等については、中項目の設定により実施すること)</p>	<p>雑役務費(委託業務に専用されている設備備品で委託業務使用中に故障したものを補修する場合を含む)、電子計算機諸費(プログラム作成費を含む)</p>
		印刷製本費	<p>業務・事業にかかる資料等の印刷、製本に要した経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、ポスター、写真、図面コピー等研究活動に必要な書類作成のための印刷代 <p>等</p>	<p>有(実績報告等については、中項目の設定により実施すること)</p>	<p>印刷製本費</p>

会議費	<p>業務・事業の実施に直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究運営委員会等の委員会開催費 ・会場借料 ・国際会議の通訳料 ・会議等に伴う飲食代・レセプション代(アルコール類は除く)等 	有(実績報告等については、中項目の設定により実施すること)	会議開催費
通信運搬費	<p>業務・事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話料、ファクシミリ料 ・インターネット使用料 ・宅配便代 ・郵便料 等 	有(実績報告等については、中項目の設定により実施すること)	通信運搬費
光熱水料	<p>業務・事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費</p>	有(実績報告等については、中項目の設定により実施すること)	間接経費からの支出では見合わない試験等による多量の使用の場合のみ、かつ、原則個別メーターがあること。
その他(諸経費)	<p>上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品等の借損(賃借、リース、レンタル)及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、圃場借料 ・研究機関内の施設・設備使用料 ・学会参加費(学会参加費と不可分なランチ代・バンケット代を含む。学会に参加するための旅費は『旅費』に計上) ・学会参加費等のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ) ・研究成果発表費(論文審査料・論文投稿料(論文掲載料)・論文別刷り代、成果報告書作成・製本費、テキスト作成・出版費、ホームページ作成費等) ・広報費(ホームページ・ニュースレター等)、広告宣伝費、求人費 ・保険料(業務・事業に必要なもの) ・振込手数料 ・データ・権利等使用料(特許使用料、ライセンス料(ソフトウェアのライセンス使用料を含む)、データベース使用料等) ・特許関連経費 ・薬事相談費 ・薬品・廃材等処理代 ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・レンタカー代、タクシー代(旅費規程により『旅費』に計上す 	有(実績報告等については、中項目の設定により実施すること)	借損料、保険料(業務・事業に必要なもの)、学会参加費等 ※「研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)」の支出に当たっては、必要な要件や手続きがあります。詳しくは別紙3をご確認ください。

(別紙 1)

		<p>るものを除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究以外の業務の代行に係る経費(パイアウト経費) <p>等</p>		
	<p>消費税相当額</p>	<p><u>「人件費のうち通勤手当を除いた額」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「諸謝金」及び「保険料」の10%に相当する額等、消費税に関して非(不)課税取引となる経費</u></p>	<p>有(実績報告等については、中項目の設定により実施すること)</p>	<p>消費税相当額(「人件費(通勤手当除く)」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「諸謝金」及び「保険料」の10%に相当する額等、消費税に関して非(不)課税取引となる経費)等を記載する。なお、消費税相当額については、消費税の免税事業者等については計上しないこと。また、課税仕入分について還付を予定している経費については、見合い分を差し引いて計上すること。</p> <p>※消費税相当額の算出に当たり、一円未満の端数があるときは切捨てること。</p>

(別紙 1)

間接経費	<u>直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。</u>		
再委託費・共同実施費	<u>委託先が委託業務の一部をさらに第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費(間接経費相当分を含む)</u>		本事業においては、この項目で区分しない。

* 本区分表については、「府省共通経費取扱区分表の取扱について」も併せて参照すること。

(別紙2)

研究代表者(PI)の人件費の支出について

研究代表者(以下「PI」という。)の人件費の支出に当たっては、「競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について」(令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)(以下「申し合わせ」という。)を踏まえ、下記に従い手続き等を行ってください。

1. 対象者

PIとして研究計画の遂行に関して全ての責任を持つ者とする。

2. 支出額

PIの年間給与額に、年間を通じて研究活動に従事するエフォート(研究者の全仕事時間100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合)を乗じた額とすることを原則として、研究課題の実施に支障のないよう、上記額の範囲内でPIが設定する。

3. 支出の条件

申し合わせに定める条件どおり、次の全ての条件を満たすこととする。

- (1)直接経費にPIの人件費(の一部)を計上することについて、PI本人が希望していること
- (2)PIが所属する研究機関において、確保した財源を研究力向上のために適切に執行する体制が整備されていること【申し合わせ別紙参照】
- (3)PIが所属する研究機関において、研究の業績評価が処遇へ反映されるなどの人事給与マネジメントを実施していること

4. 申請に係る手続き

- (1)研究機関は、PI人件費を計上する研究費の申請までに、体制整備状況(申し合わせ別添様式1)及び活用方針(申し合わせ別添様式2)を文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に提出する(提出先メールアドレスは6.を参照)。
- (2)PI及び研究機関は、応募書類を作成し、配分機関に提出する。
- (3)承認後、PI及び研究機関は、研究計画書等にPI人件費を計上する。

5. 執行後の手続き

- (1)PI及び研究機関は、執行年度の翌年度5月末までに、会計実績報告書を配分機関に提出する。
- (2)研究機関は、執行年度の翌年度6月末までに、確保した財源の活用実績の報告書(申し合わせ別添様式3)を文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に提出する(提出先メールアドレスは6.を参照)。

6. その他

- (1)研究代表者(PI)の人件費の支出に当たっては、上記とともに、申し合わせも参照すること。4.(1)及び5.(2)で提出が必要な様式は、下記の文科省HPからダウンロードが可能。
「競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について」(令和2年10月9日競争的

(別紙 2)

研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)

【URL】https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00002.htm

- (2) 本制度の利用にあたり疑義が生じた場合や、研究機関から直接経費による人件費支出を強制されるなど本制度の趣旨に反する取扱い等があった場合の連絡・相談については、下記の窓口において対応を行う。

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室

e-mail: kenkyuhi@mext.go.jp 電話: 03-6734-4014

(別紙3)

研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)の支出について

バイアウト経費の支出に当たっては、「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し(バイアウト制度の導入)について」(令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)(以下「申し合わせ」という。)(https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00003.htm)を踏まえ、下記に従い手続き等を行ってください。

1. 支出可能となる経費

研究プロジェクトに専念できる時間を拡充するために、研究代表者(以下「PI」という。)本人の希望により、その者が所属研究機関において担っている業務のうち、研究以外の業務(※)の代行に係る経費(以下「バイアウト経費」という。)を支出することが可能。

(※)所属研究機関の研究者が行う業務として位置付けられた、①研究活動、②組織の管理運営事務を除く、研究者が行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務が対象となる(例:教育活動(授業等の実施・準備、学生への指導等)、社会貢献活動(診療活動、研究成果普及活動等)等)。営利目的で実施する業務は対象外となる。

その際、研究機関は、業務の代行に関する仕組みを構築し、代行要員を確保する等により業務の代行を実施すること。

PIは所属研究機関が構築するバイアウト制度に関する仕組みに則り、代行させる業務内容と必要な経費等について研究機関と合意することにより、直接経費に計上できるものとする。

なお、当該PIが研究費の直接経費によりPI人件費も支出する場合においては、エフォート管理を適切に行うこと。

2. 所属研究機関において実施すべき事項等

(1)バイアウト制度に関する仕組みの構築

研究機関は、以下の内容を含む規程を整備するなどバイアウト制度に関する仕組みを構築すること。

なお、研究機関における管理事務の合理化等、研究時間の確保を含む研究環境の整備は、一義的には研究機関の責任で行われるべきものであるため、バイアウト経費の支出が可能な対象は、研究者が本来行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務(1.を参照)に限ることとし、営利目的で実施する業務は対象外とする。

- ・講義等の教育活動等やそれに付随する各種事務等のうち代行出来る業務の範囲
- ・年間に代行出来る上限等
- ・代行にかかる経費(料金)や算定基準
- ・その他、代行のために必要な事務手続き等

(2)PIとの合意

研究機関は、PIが希望する業務の代行に関し、その内容や費用等の必要な事項について、各研究機関のバイアウト制度の仕組みに則った上で当該PIとの合意に基づき、代行要員を確保する等により代行を実施すること。

(3)経費の適正な執行

研究機関は、研究者の研究時間の確保のための制度改善であるバイアウト制度の趣旨を踏まえた適正

(別紙3)

な仕組みを構築し、運用すること。また、複数の研究費を合算して代行を実施する場合は、経費分担の根拠を明確にし、各経費間で重複がないよう、適切な経費配分を行うこと。

(別紙4)

「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」

(平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ(令和元年7月18日改正))

別表1

間接経費の主な使途の例示

被配分機関において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費(「3. 間接経費導入の趣旨」参照)のうち、以下のものを対象とする。

(1) 管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費
など

(2) 研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料(論文掲載料)

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究棟の整備、維持及び運営経費

(キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

(ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

(ケ) 設備の整備、維持及び運営経費

(コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費

(サ) 大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費

(シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

(ス) 図書館の整備、維持及び運営経費

(セ) ほ場の整備、維持及び運営経費

など

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

(ソ) 研究成果展開事業に係る経費

(タ) 広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

令和3年度 宇宙航空科学技術推進委託費 審査要項

文部科学省
研究開発局

1. 審査方法

審査は、プログラムディレクター(以下、PD)及びプログラムオフィサー(以下、PO)から構成される審査評価会及び専門ワーキンググループにおいて、審査基準に基づき、書面及び面接により総合的に審査し、採択課題を選定する。

(1) 書面審査

- ・書面審査においては、提出された提案書類に対し、「評価項目及び審査基準」(別添1)に基づき専門ワーキンググループの構成員(以下「書面審査委員」という。)が審査を行う。
 - ・評価項目ごとの点を足し合わせた結果を各提案に対する評価点とする。
 - ・各提案に対する、書面審査委員の各々の評価点の平均をもとに、審査評価会は、面接審査の対象となる提案を選定する。面接審査の対象となる課題数は提案数を踏まえて決定する。
 - ・全ての書面審査委員に、同一項目で1点と評価された提案は、面接審査の対象とならない。
- ※「人文社会×宇宙」分野越境人材創造プログラムについて、評価項目⑫に係る書面審査委員の評価点の平均点が、3点未満となった提案は、面接審査の対象とならない。

(2) 面接審査

- ・審査評価会の構成員は原則として面接審査対象となる提案の研究代表者からプレゼンテーションを受け、「評価項目」(別添1)を踏まえ、5点満点で審査を行う。
- ・各提案に対する各構成員の評価点の平均等を踏まえ、審査評価会は、採択課題を選定する。
- ・いずれかの構成員に、1点と評価された提案は、採択されない。

2. 審査結果の通知及び公開

(1) 審査結果の通知

採択にあたっての条件が付された場合、当該提案の研究代表者と調整を行い、提案内容を修正した上で、採択を決定する。採択決定後、全ての提案について審査結果を通知する。

(2) 審査結果の公開

採択決定後、文部科学省ウェブサイトへの掲載等により、採択提案の概要を公開する。

3. 利害関係者の排除

評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 審査評価会の構成員及び書面審査委員(以下「委員」とする。)自身が提案の研究代表者又は共同参画者である場合、評価に加わらないこととする。
- (2) 委員自身が、提案との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、すみやかに文部科学省研究開発局宇宙開発利用課に申し出なければならない。
 - ① 提案書の中に、何らかの形で委員自身が参画する内容の記載があった場合

(別紙5)

- ② 委員が所属している法人等から申請があった場合
 - ③ 委員自身が、過去5年以内に提案の研究代表者又は共同研究者から寄附を受けている場合
 - ④ 委員自身が、過去5年以内に提案の研究代表者又は共同研究者と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を委員自身が受けている場合
 - ⑤ 委員自身と研究代表者又は共同研究者との間に、過去5年以内に取引があり、かつ研究代表者又は共同研究者からその対価を委員自身が受け取っている場合
 - ⑥ 委員自身が、研究代表者又は共同研究者もしくはそれらの所属機関の発行した株式または新株予約権を保有している場合
 - ⑦ その他、提案の研究代表者又は共同参画者との間に深い利害関係があり、当該提案の審査を行った場合に社会的通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合(※)
- (3) 前項の1号から6号に該当する場合、当該委員はその関係性を有する提案の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査評価会に当該委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該委員自ら当該提案の審査を辞退した場合は、その限りではない。
- (4) 審査評価会は、前項の要請を受けた場合は、当該委員の審査の可否について決定しなければならない。
- (5) 委員は、前項により審査評価会が審査を行ってはならないことを決定した場合はその関係性を有する研究代表者の審査を行ってはならない。

4. 不公正な働きかけ

- (1) 委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省研究開発局宇宙開発利用課に報告しなければならない。
- (2) 文部科学省は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。

5. 守秘義務について

委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び審査内容に係る情報については、外部に漏洩しないこととする。また、委員として取得した情報(提案書類等各種資料を含む)は、厳重に管理する。

(※)例えば、委員自身が、提案書における研究代表者又は共同参画者との関係において次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合

- ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
- ② 緊密な共同研究を行う関係(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
- ③ 大学、国立研究開発法人等の研究開発機関において、同一学科・専攻の所属関係にある研究者等
- ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
- ⑤ 提案の採否又は評価が委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

別添1:「評価項目及び審査基準」

評価項目及び審査基準

(1) 実施内容の妥当性

(共通項目:各プログラムに共通する評価項目)

- ① プログラムの目的に合致した内容であるか。
- ② 現状の課題が適切に把握され、それを解決するための課題設定、達成目標となっているか。
- ③ 達成目標として、具体的な成果指標が適切に設定されているか。
- ④ 裾野拡大に大きく寄与する効果があるか。
- ⑤ 社会的な効果(公益性、実用性、インパクト、人材養成の観点から若手研究者を積極的に参画させるなど社会基盤の整備への貢献)が大きなものか。
- ⑥ 「「国民との科学・技術対話」の推進について」(平成22年6月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員)を踏まえ、実施内容・成果について、積極的に発信し、普及啓発を図る計画、体制となっているか。
- ⑦ 事業終了後の継続性も見据えた計画(資金計画を含む)、体制となっているか。

(個別項目①:宇宙航空人材育成プログラムのみ)の評価項目)

- ⑧ 育成する人材像が明確になっているか。
- ⑨ 大学院生、大学生、高等専門学校生等の科学技術に関心のある学生(理工系等)を対象とした実践的・専門的な内容になっているか。
- ⑩ 実績のある機関(産業界等)等と幅広く、かつ積極的に連携するものであるか。
- ⑪ 本プログラムの目的をより確実に達成できるよう、これまでに蓄積された豊富なノウハウ・実績を発展させた内容になっているか。
- ⑫ 事業終了後に成果を活用し人材育成を継続する計画が現実的であるか。

(個別項目②:宇宙利用技術創出プログラムのみ)の評価項目)

- ⑧ 解決課題に新規性・独創性があるか。
- ⑨ 宇宙航空科学技術と異分野シーズとの融合が幅広くなされている内容であるか。
- ⑩ 本事業が実用化につながるものであるかどうか。
- ⑪ 事業終了後から実用化までの道筋が飛躍なく明確に示されているか。

(個別項目③:宇宙連携拠点形成プログラムのみ)の評価項目)

- ⑧ 拠点が目指すビジョン・特色が明確に示され、産学連携により参画機関が有機的に連携して取り組む拠点となっているか。
- ⑨ 拠点において、主管実施機関となる大学等が有する宇宙科学技術に関するシーズや設備を活用し、構想段階から民間企業と連携することによる出口を見据えた研究開発、及び/または、民間企業を含む共同参画機関との連携による社会的・産業的な視点やグローバルな視点を持った人材育成に取り組むこととしているか。
- ⑩ 拠点において、SNS等を活用し主管実施機関及び共同参画機関以外の機関に所属する研究者や企業関係者等に対しても情報提供を行い新たな取組みの創出を促す等、拠点を中核として宇宙開発利用の裾野拡大につながるような仕組みを構築することとしているか。
- ⑪ 拠点の設計にあたり、事業終了時に目標とする拠点の姿、及び事業終了後も拠点が引き続き維持・発展していく見通しが示されているか。

(別紙5 別添1)

(個別項目④:宇宙探査基盤技術高度化プログラムのみの評価項目)

- ⑧ 将来の宇宙探査分野(月探査活動等)において、国際技術動向に照らして、独創性、優位性のある技術となりえるか。
- ⑨ 本事業での技術開発後に、さまざまなミッションに広く使われる汎用性や実運用性をもちうるか。
- ⑩ 課題終了後に軌道上実証(ISSからの放出やロケット打上げの相乗り等の活用)の見通しが示されているか。
- ⑪ 開発する技術を利用したミッション構想など、宇宙工学(シーズ)及び宇宙理学(ニーズ)が十分に連携し、双方の分野間の連携や融合に貢献するものであるか。
- ⑫ 今後世界的に促進が見込まれる深宇宙探査など、将来の宇宙探査活動を支える人材育成の強化につながるものであるかどうか。

(個別項目⑤:「人文社会×宇宙」分野越境人材創造プログラムのみ評価項目)

- ⑧ 育成する人材像が明確になっているか。
- ⑨ 大学院生、大学生、高等専門学校生等の学生を対象とし、人文・社会科学系の学問領域において実践的・専門的な内容になっているか。
- ⑩ 産業界、研究機関、自治体等外部機関と幅広く、かつ積極的に連携するものであるか。
- ⑪ 本プログラムの目的をより確実に達成できるよう、これまでに蓄積された豊富なノウハウ・実績を発展させた内容になっているか。
- ⑫ 将来の宇宙分野の裾野の拡大や将来の宇宙分野における我が国のプレゼンスの強化に資する人材育成プログラムになっているか。

(1)プログラム①宇宙教育コンテンツ活用人材育成プログラムのみ評価項目

新学習指導要領に合わせ、小中高生向けの宇宙教育教材・カリキュラムの充実・強化とその普及を図る人材を養成し、将来の宇宙分野の裾野の拡大に資する内容になっているか。

(2)プログラム②宇宙ビジネス国際展開人材育成プログラムのみ評価項目

将来の日本の宇宙機器インフラ海外展開を目指し、現地において日本の宇宙開発利用による課題解決の案件形成・コーディネートを行う等の宇宙ビジネスの国際展開を牽引する人材の育成を強化し、将来の宇宙分野における我が国のプレゼンスの強化に資する内容になっているか。

(3)分野③宇宙活動のルール形成を主導する人材の育成プログラムのみ評価項目

宇宙関係の国際法・国際ビジネスルールの形成を主導する人材の育成を強化し、将来の宇宙分野における我が国のプレゼンスの強化に資する内容になっているか。

(4)プログラム④その他のみの評価項目

(1)～(3)を除く観点で、将来の宇宙分野の裾野の拡大や将来の宇宙分野における我が国のプレゼンスの強化に資する人材育成の内容になっているか。

(2)実施計画の妥当性

- ① 全体達成目標に対する実施手法が適当であるか。
- ② 全体達成目標に対する実施計画、期間の設定が適当であるか。
- ③ 全体達成目標に対する経費が適当であるか。

(3)実施体制の妥当性

- ① 研究代表者又は主管実施機関について、課題を着実に推進し、統一的な成果を取りまとめるための能力を有しているか。

(別紙5 別添1)

- ② 課題の実施に必要な人材、施設・設備等確保されているまたは、確保が可能な計画か。
- ③ 実施予定規模に対して、経理に関する体制は十分な人数・能力を整えているか。

(4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること

(5) その他(点数化しない)

- ① 他制度からの補助金、助成金等を受けている場合、その研究開発との仕分けが明確であるか。また、既存の実施課題等との重複がないか。

各審査基準((1)～(3))に対して、以下の5段階で評価を行う。

- 5点…優れている
- 4点…適切である
- 3点…ほぼ適切である(内容に一部見直しが必要であるが採択可能)
- 2点…あまり適切でない(内容の大幅な見直しが必要)
- 1点…不適切である

審査基準(4)については、以下のとおり評価を行う。

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等

- ・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)=1. 1点^{※1}又は1点^{※2}
- ・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。)=2. 1点^{※1}又は2点^{※2}
- ・認定段階3=3. 2点^{※1}又は3点^{※2}
- ・プラチナえるぼし認定企業=5. 3点^{※1}又は5点^{※2}

・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(審査の日までに計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)=0. 5点

○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)

・旧くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定)=1. 1点^{※1}又は1点^{※2}

・新くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準により認定)=1. 6点^{※1}又は1. 5点^{※2}

・プラチナくるみん認定=2. 1点^{※1}又は2点^{※2}

○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定

(別紙5 別添1)

・ユースエール認定=2.1点^{※1}又は2点^{※2}

○上記に該当する認定等を有しない=0点

注)内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

※1 宇宙航空人材育成プログラム、宇宙探査基盤技術高度化プログラム、「人文社会×宇宙」分野越境人材創造プログラムの点数

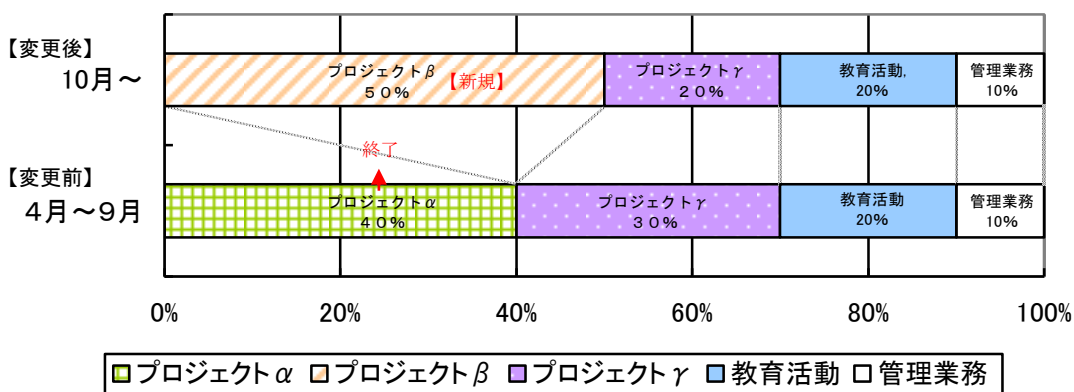
※2 宇宙利用技術創出プログラム、宇宙連携拠点形成プログラムの点数

エフォートの考え方

エフォートの定義について

- 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合」¹を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。

¹ 「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成29年6月22日改正）

事後評価実施要領

1. 概要

本要領は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日 内閣総理大臣決定)と「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」(平成14年6月20日(最終改定 平成29年4月1日) 文部科学大臣決定)に基づき、地球観測技術等調査研究委託事業(宇宙航空科学技術推進委託費による事業。以下、「委託事業」という。)の事後評価実施に当たっての要領について、定めたものである。

2. 目的

事後評価では、委託事業の実施課題(以下、「課題」という。)が、宇宙航空科学技術の推進という当初の計画・目的を効果的に達成したのかという観点で評価し、本事業の成果を、専門家の評価とともに社会に公表することにより、当該技術の利用を社会に促すことを目的とするものである。

3. 評価体制

プログラムディレクター(以下、PD)及びプログラムオフィサー(以下、PO)から構成される審査評価会及び専門ワーキンググループにより、専門的な観点から評価を行う。

4. 評価の方法

研究代表者から提出のあった資料やヒアリング等に基づき、その課題に対する評価(案)を作成し、それを審査評価会で審査・決定する。

5. 評価の観点

目標の達成状況、研究開発成果等の観点から評価を行う。評価項目毎のコメント及び全体を総括した総合コメントを付し、総合評価として5段階による評価点を付す。

5段階による評価点は次のとおりとする。

- S) 優れた成果を挙げ、宇宙航空科学技術の推進に著しく貢献した。
- A) 相応の成果を挙げ、宇宙航空科学技術の推進に貢献した。
- B) 相応の成果を挙げ、宇宙航空科学技術の推進に貢献しているが、一部の成果は得られておらず、その合理的な理由が説明されていない。
- C) 一部の成果を挙げているが、宇宙航空科学技術の明確な推進につながっていない。
- D) 成果はほとんど得られていない。

6. 評価結果の通知及び公開

(1) 研究代表者への通知

評価結果についてはその詳細を文部科学省より機関の代表者へ文書で通知する。

(2) 結果の公開

評価結果は、以下の情報を、文部科学省ウェブサイト公開する。

- ① 事後評価票
- ② 成果概要
- ③ 審査評価会の構成員名簿

7. 利益相反及び守秘義務

評価に当たり、公正・中立な課題の評価を行う観点から、委員に係る利害範囲等の取り扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 委員自身が評価対象課題の研究代表者又は共同参画者である場合、評価に加わらないこととする。
- (2) 委員自身が、評価対象課題との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、すみやかに文部科学省研究開発局宇宙開発利用課に申し出なければならない。
 - ① 研究代表者から提出のあった資料やヒアリング等の中に、何らかの形で委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - ② 委員が所属している法人等が実施する課題である場合
 - ③ 委員自身が、過去 5 年以内に評価対象課題の研究代表者又は共同研究者から寄附を受けている場合
 - ④ 委員自身が、過去 5 年以内に評価対象課題の研究代表者又は共同研究者と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を委員自身が受けている場合
 - ⑤ 委員自身と研究代表者又は共同研究者との間に、過去 5 年以内に取引があり、かつ研究代表者又は共同研究者からその対価を委員自身が受け取っている場合
 - ⑥ 委員自身が、研究代表者又は共同研究者もしくはそれらの所属機関の発行した株式または新株予約権を保有している場合
 - ⑦ その他、評価対象課題の研究代表者又は共同参画者との間に深い利害関係があり、当該提案の評価を行った場合に社会的通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合(※)
- (3) 前項の1号から6号に該当する場合、当該委員はその関係性を有する研究代表者の実施する課題の評価を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査評価会に当該委員の評価の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該委員自ら当該提案の評価を辞退した場合は、その限りではない。
- (4) 審査評価会は、前項の要請を受けた場合は、当該委員の評価の可否について決定しなければならない。
- (5) 委員は、前項により審査評価会が評価を行ってはならないことを決定した場合はその関係性を有する研究代表者の評価を行ってはならない。

(※)例えば、委員自身が、評価対象課題における研究代表者又は共同参画者との関係において次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合

- ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
- ② 緊密な共同研究を行う関係(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
- ③ 大学、国立研究開発法人等の研究開発機関において、同一学科・専攻の所属関係にある研究者等
- ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
- ⑤ 評価が委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(6) 守秘義務

委員は、評価の過程で知り得た個人情報及び評価内容については、外部に漏洩しないこととする。

(別紙 7)

8. 不公正な働きかけ

- (1) 委員は、当該評価について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省研究開発局宇宙開発利用課に報告しなければならない。
- (2) 文部科学省は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。

以上

(別紙 8)

(別表1) 委託費の不正使用及び不正受給に対する措置

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間※1(委託費等を返還した年度の翌年度から※2)
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2) (1)以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年、

※1 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※2 委託費を返還した当該年度についても、参加を制限します。

(別紙 8)

(別表2) 特定不正行為に対する措置

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間(不正が認定された年度の翌年度から※)	
特定不正行為に 関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があつた研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5~7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3~5年
		上記以外の著者		2~3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2~3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあつた研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2~3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1~2年	

※ 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(別紙9)

(様式)

年 月 日

文部科学省
研究開発局長 殿

(研究代表者所属機関)
(研究代表者氏名)

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

研究課題「(研究課題名を記載)」に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

「国民との科学・技術対話」の推進について
(基本的取組方針)

平成22年6月19日
科学技術政策担当大臣
総合科学技術会議有識者議員

1 趣 旨

科学・技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学・技術をより一層発展させるためには、科学・技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠である。また、例えば事業仕分けでの議論を踏まえれば、科学・技術関係施策の発展・充実を図るためには、その成果・普及について国民全体の理解を一層深める必要がある。

そのためには、研究者が社会と真摯に向き合い、次世代の人材を養成する活動はもちろん、倫理的・法的・社会的課題と向き合う双方向コミュニケーションの取り組みが重要である。英国では、研究者に自身の研究の目的や性質について、短く、簡明な要約の作成や、公衆参加に関わる活動計画の作成を義務付けている例もある。

国内においては、現在、一部の事業で研究内容等を報告・説明するための経費を措置している例もあるが、必ずしも十分とはいえない状況にある。先般の大阪で開催した「科学・技術ミーティング in 大阪」においても、参加者の間から研究内容やその成果の一般への周知の重要性が指摘され、研究者と国民との対話の場を設けるような取り組みを求める声が寄せられている。

このため、科学技術政策担当大臣及び有識者議員としては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動を「国民との科学・技術対話」と位置付けることとした。その上で、これを積極的に推進する必要があるとの認識から、まず最先端研究開発支援プログラムにおいて「国民との科学・技術対話」に取り組むこととする。

関係府省、配分機関、大学や研究機関においても、公的研究費を受けた研究者が行う「国民との科学・技術対話」について、以下に掲げるような組織的な取組を行うよう求めるものである。

2 関係府省・配分機関・大学・研究機関において今後取り組むべき事項

(1) 関係府省・配分機関

- ① 当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける研究者等に対して、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むよう公募要項等に記載する。
- ② 配分する直接経費の一部を、「国民との科学・技術対話」に充当できる仕組みの導入を進める。
- ③ 「国民との科学・技術対話」については、中間評価、事後評価の対象とする。ただし、実施にあたっては、満足度、難易度についてアンケート調査を行うことを記載し、質の高い活動を行うことができたかについて確認する。また、3千万円以下の公的研究費の配分を受けた研究者等が「国民との科学・技術対話」を実施した場合は、プラスの評価とする。
- ④ 上記①～③の内容は、今年度対応可能な公的研究費があれば速やかに検討・対応し、平成23年度においては一層「国民との科学・技術対話」が推進される方向で制度・施策の充実を図ることとする。

(2) 大学・研究機関

- ① 大学・研究機関においては、研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう、支援体制の整備、地域を中心とした連携・協力体制を整備する。例えば、双方向コミュニケーションに関する専門的知識を持つ専任教員、専任研究員、科学コミュニケーターや事務職員を配置、あるいは部署を設置することで支援体制を整備する。また、地域を中心とした連携・協力体制を整備するほか、研究者に対しては必要に応じて、「国民との科学・技術対話」に参加するトレーニングを実施する。
- ② 研究者等に対して、積極的に「国民との科学・技術対話」を行うよう促すとともに、個人の評価につながるよう配慮する。
- ③ 大学・研究機関が実施する一般公開の機会において、研究者に「国民との科学・技術対話」を行う場を提供する。
- ④ 上記①～③の内容は、大学・研究機関の社会または地域貢献の一つとして位置付け、当該研究費の間接経費を活用して適切かつ効果的に実施するものとする。
なお、大学・研究機関のこれらの取組は、2(1)③の評価対象の一つとする。

(3) 取組に際して留意すべき事項

①本方針の「国民との科学・技術対話」は、公的研究費を受けた研究者自らが研究目的、研究内容、研究成果を国民に対して分かりやすく説明する、いわゆる顔の見える活動が基本である。また、国民からの意見や感想、期待に対して真摯に向き合う姿勢も大切である。

②研究活動の妨げにならないよう、研究者は大学・研究機関の支援を受けて計画的に「国民との科学・技術対話」を行うことが重要である。

なお、「国民との科学・技術対話」は研究者及び研究チームを中心に、双方向コミュニケーションの専門知識を有する専任教員や実質的に活動できる科学コミュニケーターと協力体制で行うことが好ましい。「国民との科学・技術対話」によって直接の評価を受けない学生などに過度の負担がいかないように配慮する。

③研究内容によっては、研究の進め方や新しく生まれる技術に関する倫理的・法的・社会的課題についての検討や、国民の不安や懸念に対する対応などが必要となることが予想される。こうした研究内容に関し「国民との科学・技術対話」を実施する際には、これらの課題に対する国民の理解が深まるよう、創意工夫を凝らし分かりやすい説明を行うことが期待される。

④地域との連携については、大学・研究機関において、自治体、教育委員会との適切な協力体制を構築する。また、国や独立行政法人が実施している各種事業の活用を検討する。

⑤本指針の趣旨、すなわち研究者等が社会と真剣に向き合い交流する意味を十分理解し、国民に広く理解が得られるよう創意工夫を行うこと。

受け手側の年齢や知識、興味、関心等を十分考慮・斟酌して創意工夫を凝らした分かりやすい説明を行うとともに、「国民との科学・技術対話」がより有益なものとなるよう、参加者へのアンケート調査により活動の質を確認することも重要である。

3 総合科学技術会議のフォローアップ

平成23年度のできるだけ早い時期に上記に掲げる関係府省・配分機関の取組状況を把握・検討し、不適切な場合は関係府省に改善を求めるとともに、必要に応じて本方針の見直しを行う。

4 想定する「国民との科学・技術対話」の例

以下に掲げる活動は例示であり、これ以外であっても顔の見える双方向コミュニケーション活動を推進する本方針の趣旨に合致する活動に積極的に取り組むこと。

① 小・中・高等学校の理科授業での特別授業

児童生徒の発達段階を考慮し、児童生徒が広く研究に興味関心を持つように、研究目的、研究内容、実生活との関連を説明する。

② 地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演

博物館、科学館、市町村、非営利団体（NPO）が開催する地域の科学講座・市民講座で、研究目的、研究内容、研究成果の講演や参加者との対話を行う。

③ 大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演

大学や研究機関において実施する一般公開の機会に、研究目的、研究内容、研究成果の講演や参加者との対話を行う。

④ 一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演・説明

各種団体や研究会が開催する一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場で、研究目的、研究内容、研究成果の講演・説明や研究の意義・課題についての対話を行う。

⑤ インターネット上での研究成果の継続的な発信

掲示板、ブログ・ミニブログ、メールマガジンを用いた双方向性のあるインターネット上での情報発信により、研究目的、研究内容、研究成果の発信を行う。

なお、当面この活動は、研究活動の状況によりやむを得ず実施できない場合を想定している。

実際の活動事例

①小・中・高等学校の理科授業での特別授業

(事例1)

北海道大学の自然史科学の研究者が、地域の小学校で、小学生を対象に、NASAで凍結乾燥させたウシガエルを用いて、両生類の秘密とヒトの体についての講義を実施した。

(事例2)

八戸工業大学電子知能システム学科の研究者が、地域の中学校や高等学校において、「知能ロボットを作ろう」と題して、ロボットとプログラミングについての講義と実験を実施した。

②地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演

(事例1)

国立環境研究所の環境学の研究者が、日本科学未来館で一般市民を対象に、昨年開催されたCOP15（国連気候変動枠組み条約第15回締約国会議）に関して、地球温暖化をめぐる国際交渉の最前線を紹介するとともに、そこから見えてくる今後の課題を通してCOP15の結果をどのように受け止め行動すべきなのかを共に考えるイベントを実施した。

③大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演

(事例1)

浜松医科大学の感染症の研究者が、大学において、地域の小学生とその保護者を対象に、身の回りに存在する生物についての講義や実験を実施した。

(事例2)

東北大学大学院工学研究科が、市内の小学生を対象に、先端技術と関連したテーマ（「机の上で飛行機雲を作ってみよう」等）で体験型の科学教室を行うとともに、オープンキャンパスでの公開実験や研究室訪問を実施した。

(別紙10)

④一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演・説明

(事例1)

国立感染症研究所の研究者が、科学について語り合うイベント(サイエンスアゴラ2009)において、広く一般を対象に、新型インフルエンザウイルスの研究やワクチン開発について、最新の知見を交えて講演した。

その他、①～④に限らない取組み事例として、世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)においては、従来より、高校生向け実験教室やサマー・サイエンスキャンプ等を実施している。また、本年3月より、各拠点にアウトリーチ担当者を設置するとともに、アウトリーチ活動について、協働で実施するイベント等の活動を戦略的に実施するための意見交換を定期的に行うこととしている。本年6月には、科学・技術フェスタ in 京都ー平成22年度産学官連携推進会議ーへ参加・出展した。

◎ 日本の研究者数 約83万9千人(2008年度:総務省調)
(内訳)

大学等	約30万6千人
公的機関	約3万2千人
企業等(NPO含む)	約50万1千人

◎ 競争的資金(8府省) 55,713件

1 5千万円以上

・5千万円以上の件数	1,468件(約2.6%)
・上記の研究者数(実数)	1,329人(約2.4%)

2 3千万円以上

・3千万円以上の件数	2,447件(約4.4%)
・上記の研究者数(実数)	2,188人(約3.9%)

3 1千万円以上

・1千万円以上の件数	7,291件(約13.1%)
・上記の研究者数(実数)	6,159人(約11.1%)

◎ プロジェクト研究資金(7府省) 3,780件

1 1億円以上 469件(約12.4%)

2 5千万円以上 832件(約22.0%)

3 3千万円以上 1,334件(約35.3%)

※内閣府政府研究開発システム調(平成20年度)

(別紙 1 1)

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(専従義務緩和)について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)(https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00001.htm)に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。希望する場合には、下記に従い手続き等を行ってください。

1. 対象者

本実施方針の対象者は、原則として以下の全てを満たす者とする。

- (1)民間企業を除く研究機関において、競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される者(ただし、プロジェクトの研究代表者(以下「PI」という。)等が自らの人件費をプロジェクトから支出し雇用される場合を除く)
- (2)40歳未満の者
- (3)研究活動を行うことを職務に含む者

2. 実施条件

本実施方針の実施条件は、原則として以下の全ての条件を満たすこととする。

- (1)若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
- (2)PI等が、当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること
- (3)PI等が、当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること(当該プロジェクトに従事するエフォートの20%を上限とする)

3. 従事できる業務内容

上記2の全ての条件を満たす自発的な研究活動等(他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。)

4. 実施方法

(1)若手研究者の募集

プロジェクトの実施のためにPI等の所属研究機関が若手研究者を募集する際に、自発的な研究活動等が可能であることや当該プロジェクトの遂行に支障がないと判

(別紙 1 1)

断するエフォートの目安を示す。

(2) 申請方法

申請に関する標準的な手続は、後掲の「自発的な研究活動等の承認申請手続」及び「自発的な研究活動等の変更承認申請手続」のとおりとする。

(3) 活動報告

活動報告に関する標準的な手続は、後掲の「自発的な研究活動等の活動報告手続」のとおりとする。

(4) 活動の支援、承認取消

PI 等は、若手研究者の自発的な研究活動等について、必要に応じて、実施状況を把握し当該研究活動を支援するとともに承認された当該研究活動等が適切に実施されるよう助言を行う。

なお、当該研究活動等が2. の実施条件に違反していることが確認された場合には、所属研究機関は、PI 等と相談の上、年度途中でも当該研究活動等の承認を取り消すことができる。

※ 上記(1)～(4)等の各研究機関における具体的な実施方法については、各研究機関の実情等に応じて、各研究機関においてあらかじめ規程等を定めた上で実施するものとする。各研究機関における手続等を定めるに当たっては、研究者等の負担にも留意しつつ、雇用元の研究遂行に支障がないよう、また、若手研究者の自発的な研究活動等が円滑に実施されるよう、適切なエフォート管理等を行うこと。また、申請内容や活動報告内容等については、各研究機関において適切に保管すること。

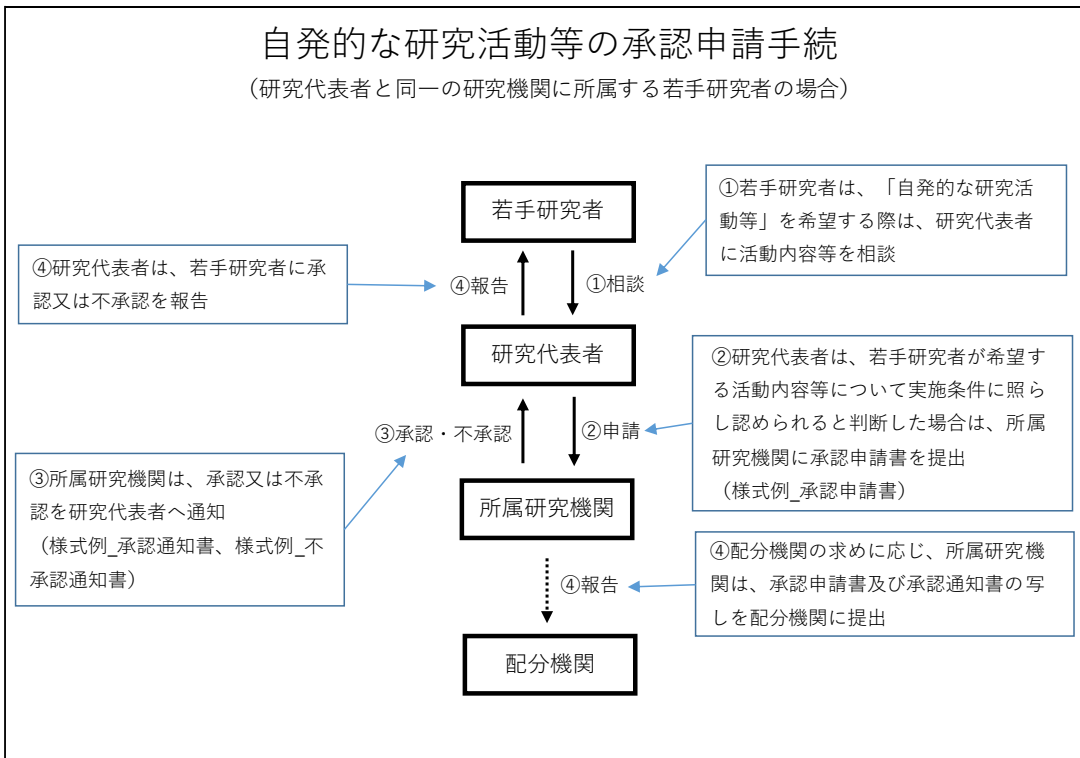
5. 様式例

4. 実施方法の(2)及び(3)に係る様式例については、下記の文部科学省 HP に掲載しているため、適宜活用いただきたい。

【URL】https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00001.htm

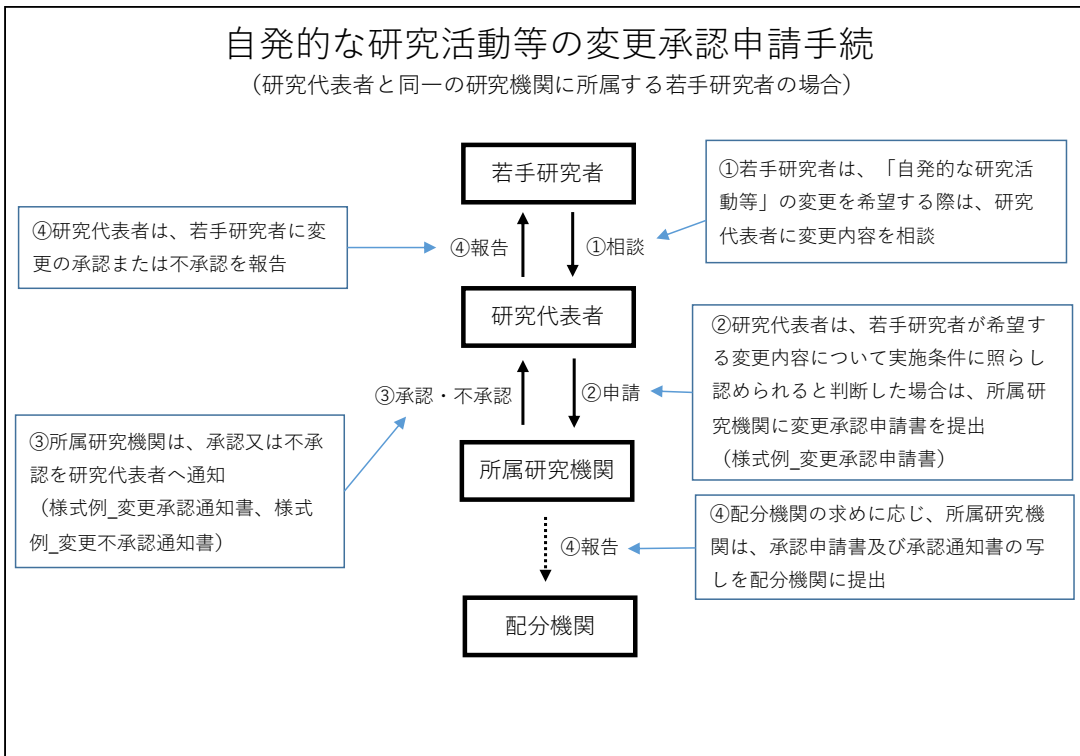
自発的な研究活動等の承認申請手続

(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)

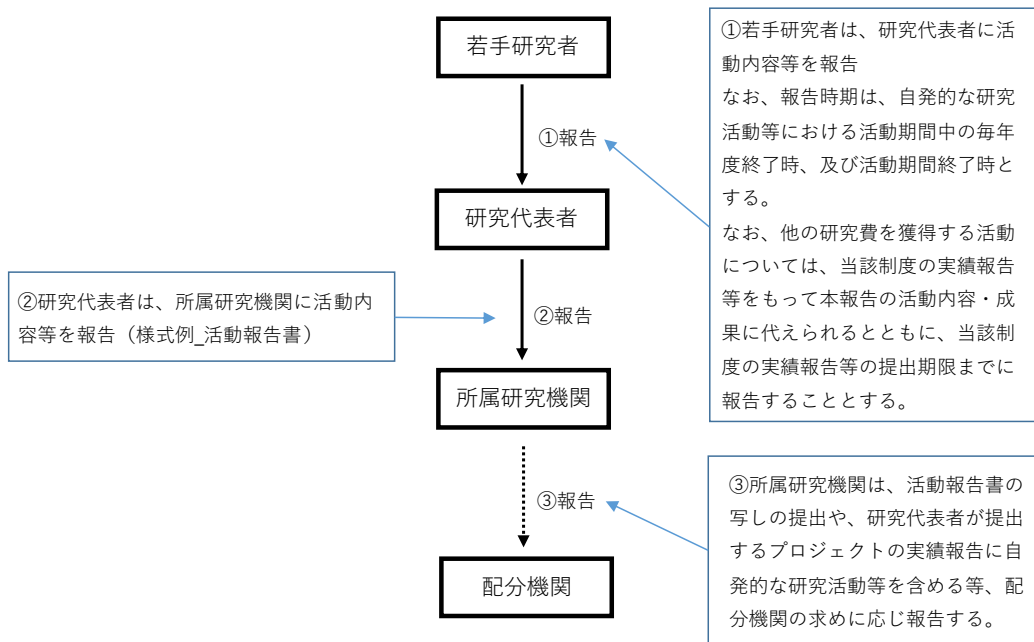


自発的な研究活動等の変更承認申請手続

(研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)

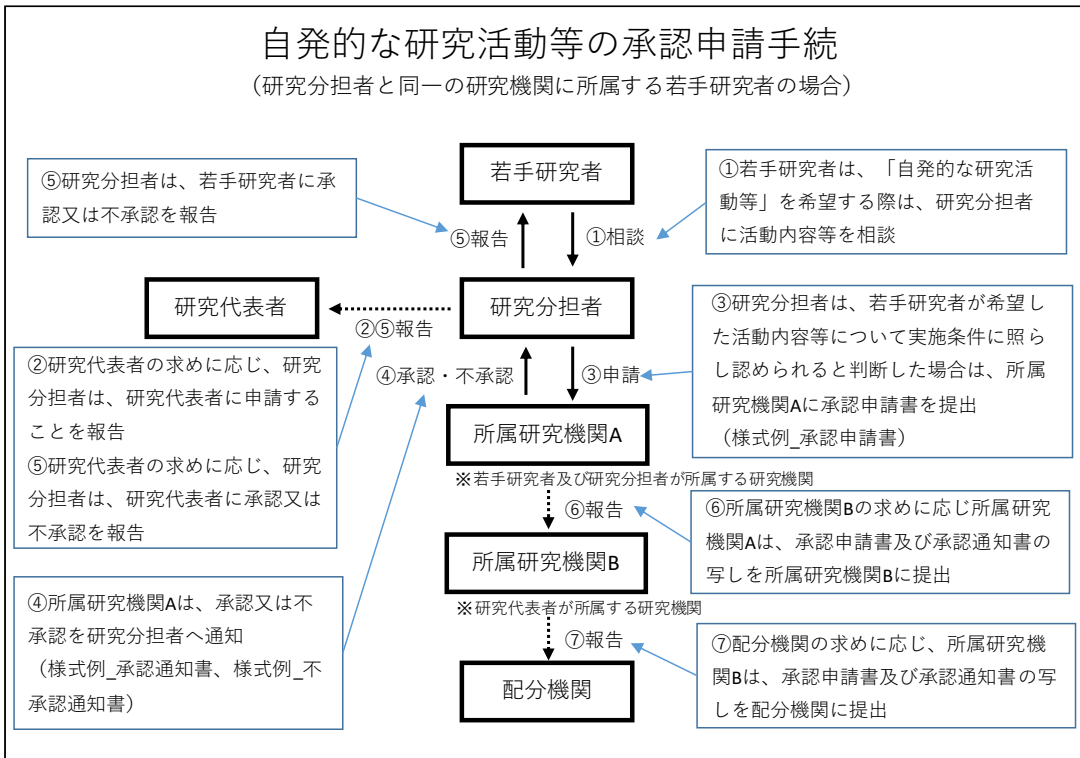


自発的な研究活動等の活動報告手続 (研究代表者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



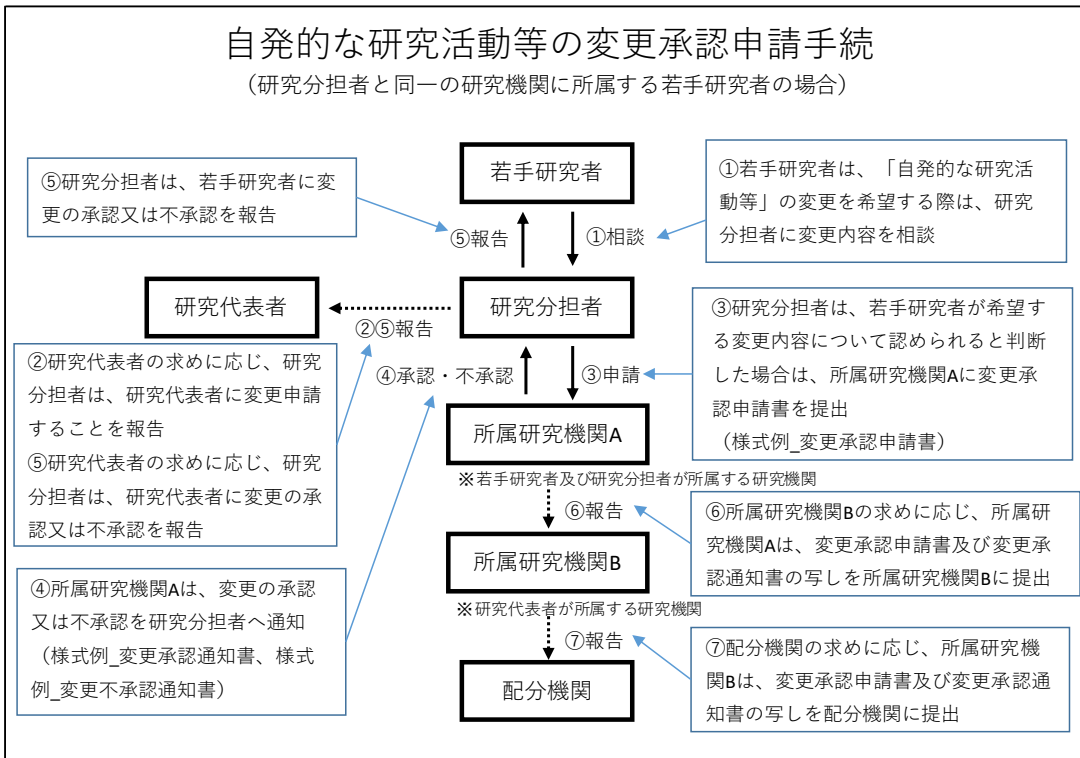
自発的な研究活動等の承認申請手続

(研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



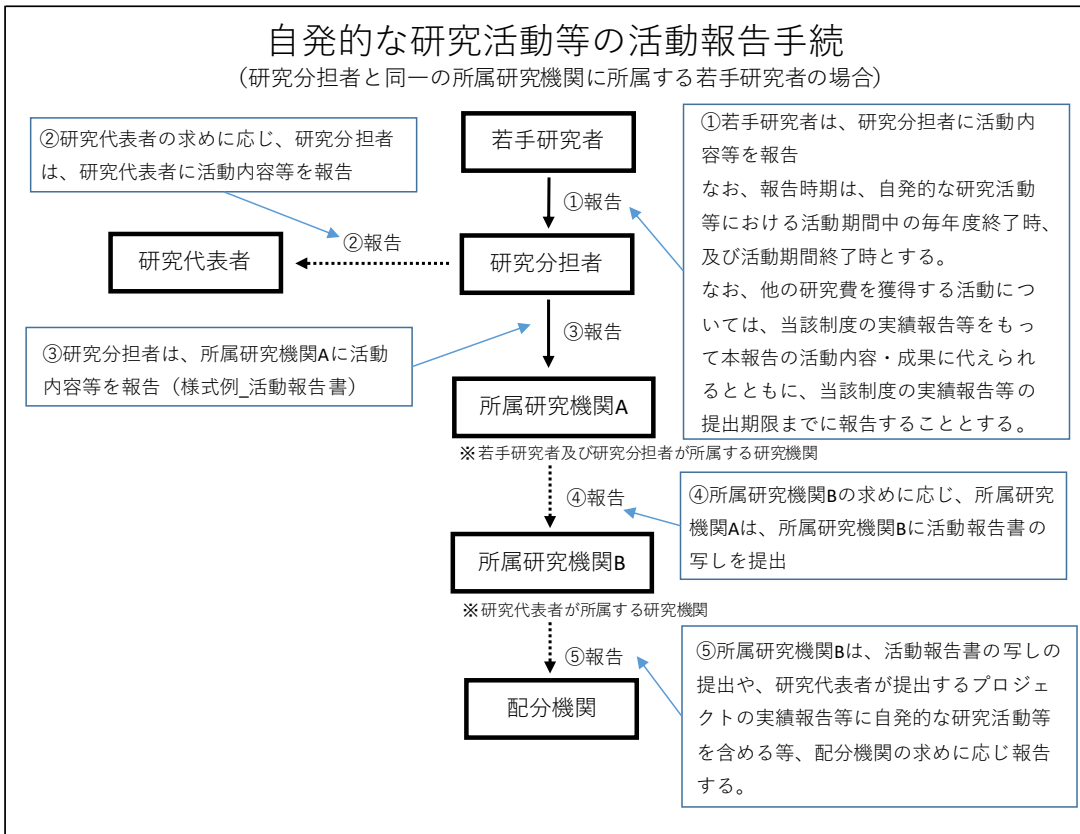
自発的な研究活動等の変更承認申請手続

(研究分担者と同一の研究機関に所属する若手研究者の場合)



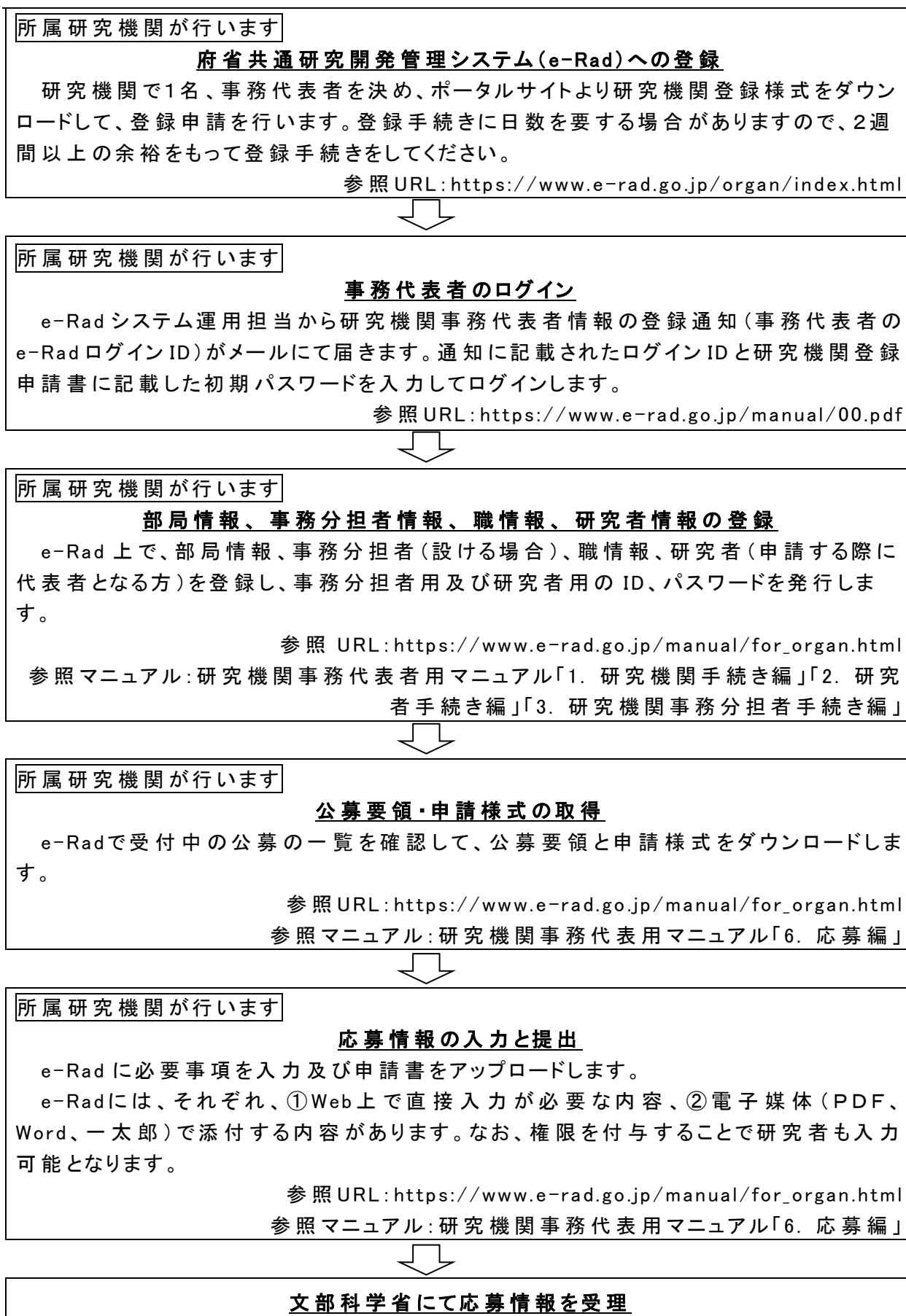
自発的な研究活動等の活動報告手続

(研究分担者と同一の所属研究機関に所属する若手研究者の場合)



(別紙12)

○e-Rad を利用した応募の流れ



(別紙 1 2)

--

※ 応募の各段階におけるシステムの操作方法は、利用者毎の操作マニュアルを参照してください。